

(案)

# 尼崎市障害福祉計画

## 【施 策 推 進 編】



この冊子は、『尼崎市障害福祉計画（第7期）：令和6（2024）年度から3年間』に掲げている目標や施策、それらの考え方等と、『尼崎市障害者計画（第4期）：令和3（2021）年度から6年間』の進み具合（中間評価）等について、行政だけでなく、障害のある人やそのご家族、地域で支援に携わる人等と、より具体的な内容について共通の認識を図るためにまとめたものです。

今後、この内容を基に「P D C Aサイクル」の手法を用いながら、両計画の推進を図っていきます。



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>5</b>
1 計画策定の趣旨 .....	5
2 計画の位置付け .....	6
3 他計画との関連 .....	7
4 計画期間 .....	8
5 計画の策定体制 .....	8
<b>第2章 障害福祉計画 .....</b>	<b>10</b>
1 障害福祉計画について .....	10
2 サービス提供における基本的な考え方 .....	12
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 .....	15
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策 .....	30
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策 .....	51
6 適切なサービス提供の方策 .....	66
<b>第3章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>68</b>
1 計画の推進体制 .....	68
2 財源等の確保 .....	68
3 計画の評価・検討 .....	69
<b>資料編 .....</b>	<b>72</b>
1 障害者手帳所持者数 .....	72
2 難病患者の状況 .....	79
3 障害のある人にかかる現状 .....	80
4 障害児通所支援の利用状況 .....	81
5 関係条例等 .....	82
6 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会委員名簿 .....	95
(参考) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス内容の説明 .....	97



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市においては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成8年10月に「さわやかあまがさき障害者計画（尼崎市障害者福祉新長期計画）」、平成22年3月に「尼崎市障害者計画（第2期）」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。また、平成27年4月には、障害者施策にかかる様々な法改正や社会状況の変化を踏まえながら、『誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現』を基本理念とし、その下に3つの重点課題と9つの基本施策を体系付けた「尼崎市障害者計画（第3期）」を策定するとともに、当該計画の体系を引き継ぐ形で、令和3年3月には「尼崎市障害者計画（第4期）」（令和3年度から令和8年度まで。以下「第4期計画」という。）を策定して、各種施策を推進してきました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく市町村障害福祉計画については、国の基本指針等を踏まえ、平成18年度から3年ごとに策定していますが、「尼崎市障害福祉計画（第5期）」以降は「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定してきており、令和3年3月には「尼崎市障害福祉計画（第6期）」（令和3年度から令和5年度まで。以下「第6期計画」という。）を策定し、福祉サービスや相談支援の提供体制の確保等に取り組んできました。

なお、平成27年度以降は、毎年度これら計画に係る進捗管理や評価を一体的に行うことで、障害のある人の実態やニーズに即した施策や取組を総合的かつ計画的に進めています。

これら計画の策定・運用以降も、国においては障害者施策の推進が図られており、「障害者基本計画（第4次）」においては、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准した後に初めて策定された計画であることから、当該条約との整合性の確保を強調した内容となっています。また、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が制定され、同法の規定の趣旨を踏まえることなどで、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次：令和5年度から令和9年度まで）」が策定されています。さらに、令和4年6月に、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的とした「児童福祉法等の一部を改正する法律」、同年12月に、障害のある人等の地域生活の支援体制の充実等を目的とした「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月から施行されることや、令和5年4月には新たに「こども家庭庁」が創設され、障害児支援施策が同庁の下、子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなるなど、引き続き、障害のある人を取り巻く環境や施策は変化しています。

このような国の取組や環境等の変化に対応するとともに、本市におけるこれまでの障害者施策の状況等も踏まえながら、引き続き、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本市の障害者計画については第4期計画を令和8年度まで継続しつつ、今般、令和6年4月を始期とする「尼崎市障害福祉計画（第7期）」（令和6年度から令和8年度まで。以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定したもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられるものです。

また、本市では、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画である第4期計画を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。

### 尼崎市の障害者施策全般に関する基本的な計画

#### 尼崎市障害者計画（第4期）

##### 市町村障害者計画

- 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定

#### 尼崎市障害福祉計画（第7期）

##### 市町村障害福祉計画

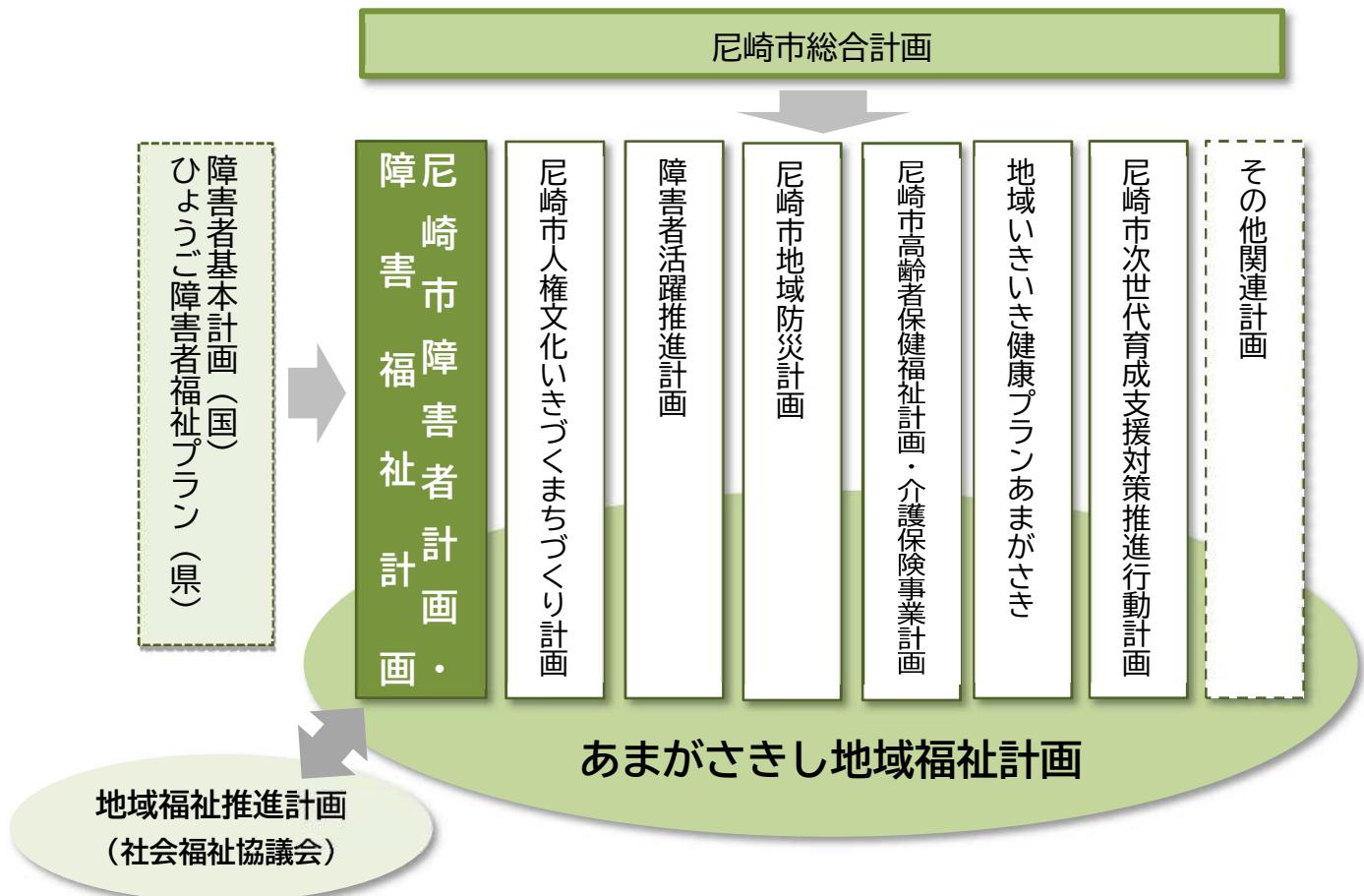
- 障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

##### 市町村障害児福祉計画

- 児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
- 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

### 3 他計画との関連

本計画と第4期計画（以下「本計画等」という。）は、尼崎市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画の位置付けにあり、本計画等の内容は、「あまがさきし地域福祉計画」や「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」、「障害者活躍推進計画」等の関連する計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



尼崎市  
障害者計画  
障害福祉計画



SDGs



※ SDGs

「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の17個の目標。この計画では、主に5個の目標を該当するターゲットとしている。

## 4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」（以下「専門分科会」という。）において調査・審議を行うとともに、専門分科会の下に「計画策定部会」を設置することで、集中的かつ効率的な審議を行ってきました。これらの会議体に、障害のある人またはその家族の方々にも委員として参画いただくことで、当事者等のご意見を反映しています。

また、当事者や様々な立場の関係者で構成する「尼崎市自立支援協議会」や「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」にも報告等を行い、地域の実情や課題等も踏まえたご意見をお聴きしています。

府内においては、「尼崎市障害者福祉施策推進会議」により、関係部局との協議を行っています。

## ■計画の策定体制図

### 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会

(尼崎市社会保障審議会規則第5条第1項第2号)

尼崎市障害者計画及び障害福祉計画の策定並びにその推進に関する重要な事項  
その他障害者の保健福祉に関する事項を調査審議する。

【委員構成 計18名】

学識経験者7名、社会福祉事業従事者11名（障害者団体の代表者8名を含む）

集中的かつ効率的に審議を進めるため、  
部会を設置

### 計画策定部会

(尼崎市社会保障審議会規則第8条第1項)

【委員構成 計11名】

学識経験者2名、社会福祉事業従事者9名（障害者団体の代表者8名を含む）

計画の策定や変更に際し、その内容等の報告を受けて協議を行うとともに、地域の実情や課題等を踏まえた意見を専門分科会に述べる。

手話に関する施策の策定や変更に際し、その内容等の報告を受けて協議を行うとともに、地域の実情や課題等を踏まえた意見を専門分科会に述べる。

必要に応じて専門分科会に出席し、また、求めに応じて障害者施策の現状把握・分析、課題の抽出を行うとともに、計画の協議・策定等に参画する。

#### 尼崎市自立支援協議会 (障害者総合支援法第89条の3第1項)

障害のある人に関する社会資源の情報や支援体制に関する地域課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

#### 尼崎市手話言語条例施策推進協議会 (尼崎市手話言語条例第7条第3項)

尼崎市手話言語条例第7条第1項に掲げる、手話及びろう者に対する理解並びに手話を普及させるための施策の実施の状況などについて意見を聴き、必要な協議を行う。

#### 尼崎市障害者福祉施策推進協議会 (尼崎市障害者福祉施策推進協議会設置要綱)

本市の障害者施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、府内関係部局の相互の連絡調整、情報・意見の交換など必要な事項の協議を行う。

## 第2章 障害福祉計画

### 1 障害福祉計画について

#### (1) 計画の概要

本計画は、本市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、令和5年度に示された第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第7期国指針」という。）や第6期計画における実績等を勘案して、令和8年度までの目標設定のほか、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の必要見込量や確保のための方策等を定めるものです。

#### (2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第7期国指針における主な改正内容については、まずその基本的理念として、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できる体制に向けた地域生活支援拠点等と「基幹相談支援センター」のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携の確保や、地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制に向けた重層的支援体制整備事業の活用も含めた体制整備の検討のほか、障害のある人の社会参加を支える取組として、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成の促進等が新たな内容として盛り込まれています。

また、障害福祉サービスや相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実として、重度の障害のある人についての必要なサービス量を見込むなど支援ニーズの把握に努めることや、当該拠点等へのコーディネーターの配置による効果的な支援体制の構築が加えられたほか、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人等の支援ニーズの把握や協議会における個別事例の検討等を通じた支援体制の整備の取組の活性化等が新たに掲げられています。

さらに障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、児童発達支援センターを地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、当該センターが持つ支援機能を踏まえた重層的な地域支援体制の整備や保育所等訪問支援等を活用した障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン<sup>1</sup>）の推進等が新たに掲げられています。

これら第7期国指針に規定された、本計画を策定するにあたって踏まえるべき主な制度内容を、次に示します。

<sup>1</sup> インクルージョン

性別や人種、民族、国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、生活することができる状態。

## 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国的基本指針

### 【基本的理念】

- (1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な  
障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等  
の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

### 【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人等に対する支援体制  
の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

### 【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害のある人等に対する支援
- ④ 協議会の活性化

### 【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

## 2 サービス提供における基本的な考え方

---

### (1) 障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市ではこれまで障害福祉計画の策定にあたり、「①希望する人に日中活動系サービスを確保すること」、「②グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること」、「③福祉施設から一般就労への移行を推進すること」、「④住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること」、「⑤障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備すること」、「⑥障害福祉サービス等の質を向上させること」に配慮して目標等を設定してきました。本計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲して目標等を設定し、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前に暮らしていくよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら自らの望む地域生活を営むことや、強度行動障害など特に支援を必要とする障害のある人とその支援ニーズの把握を進めるといった視点も必要となります。

このような考え方の下、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制となる本市の地域生活支援拠点の更なる機能充実に取り組んでいく必要があります。

また、障害のある子どもへの適かつ必要な支援にあたっては、本人の意思の尊重や保護者の理解が不可欠となるため、福祉のみならず、保健・医療・保育・教育等との連携や協力、情報共有の体制を構築し、成長過程に応じた一貫した支援に取り組んでいく必要があります。今般の児童福祉法の改正では、「児童発達支援センター」が地域の障害のある子どもの健全な発達やインクルージョン推進の中核的な役割を果たす機関として位置付けられることから、本市では市立の児童発達支援センター「たじかの園」を中心に、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や地域の障害児通所支援事業所等への助言・援助等を進めていく必要があります。あわせて、特に重度の障害や医療的ケアの必要がある子どもについては、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となり、サービス事業所や地域の医療機関等と緊密な連携を図ることなどで、地域の社会資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備していくことが重要と考えています。

さらに、高齢の障害のある人へのサービス提供に向けては、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、高齢者施策の担当課とも一層の連携を図りながら、その対応に努めています。

これらサービス提供体制の確保・構築に向けては、本市財政が厳しい状況にある中では、国や兵庫県の補助制度等によるところが大きくなりますが、様々な障害特性や複合的な課題等に対応できる専門性の確保やサービスの質の向上など、現行体制における支援力や機能の向上にあたっては、地域における支援状況や課題等の把握・共有を進めながら、市単独での施策も検討していく必要があります。なお、こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画の下、十分な検討を行っていきます。

## (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が自らの望む地域生活を営むためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が必要となります。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。

さらに、複数の専門機関や事業所が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業所の果たす役割は非常に大きいため、地域課題の共有や地域の支援機関等とのネットワークの強化は不可欠なものとなります。

そのため、本市の自立支援協議会においては、相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局を担うとともに、委員としても参画することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」・「しごと」・「こども」・「ガイドライン」の4つのテーマの部会を設置しています。今般の障害者総合支援法の改正や第7期国指針では、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要とされたことから、今後は、本市の「基幹相談支援センター」や地域生活支援拠点で支援する個別事例の情報共有や自立支援協議会における検討の方法等について整理していく必要があります。また、これらの取組も進めつつ、引き続き、本市の「相談支援」・「就労支援」・「地域生活支援」・「障害児支援」の中核機関が事務局を担う指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催していくことで、一層の情報共有と連携強化に取り組んでいきます。

なお、本市の喫緊の課題である計画相談支援（サービス等利用計画等の作成）の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、連絡・研修会を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、地域の相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいます。また、地域移行・地域定着支援の推進に向けては、地域全体で支えるサービス提供体制となる地域生活支援拠点の居住支援機能を活用して、障害のある人の地域生活を支援しており、引き続き、当該拠点が持つ支援機能を円滑かつ効果的に進めていくとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援が一体的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、当事者をはじめ、保健や医療、福祉等の関係者、地域の関係機関との協議や連携を進めています。

### 3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

##### 第6期計画における状況

第6期計画において、施設入所者のうち令和5年度末までにグループホームなど地域生活へ移行する者の目標値については、当時の実績等も勘案して、令和元年度末時点の施設入所者の4.4%にあたる17人を見込んでいました。

その後も地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備を進めてきていますが、実績としては、6人の移行となっています。

また、施設入所者の削減数の目標値については、「地域移行支援」や「地域定着支援」等の相談支援事業や本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%にあたる7人の削減を見込んでいました。

在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、すぐに新たな入所希望者がいる状況が続いているが、毎年度、一定人数の施設退所者も出ており、実績としては13人の削減となっています。

項目	目標値	実績値
令和元年度末時点の施設入所者数		390人
令和5年度末における地域移行者数	17人	6人
	4.4%	1.5%
令和5年度末における施設入所者数の削減数	7人	13人
	1.6%	3.3%

※ 令和5年度の実績値については、令和5年11月現在の見込みとなります。(以下の表中も同様)

## 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『令和8年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、また、施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。さらに、第6期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後も地域移行が比較的困難な人への対応の増加が予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して第7期国指針に定める目標値（第6期計画における目標値未達成分を除く。）の約半数にあたる12人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や障害の重度化等への対応に向けた施設のバリアフリー化の促進に取り組んでいきます。

また、障害のある人やその家族の高齢化等によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因として考えられることから、本市では依然として、在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、新たな入所希望者がいる状況が続いています。

そのため、施設入所者の削減数についても、これまでの実績等を勘案して第7期国指針に定める目標値の7割程度にあたる13人を目標として設定することとしますが、引き続き、これら地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に努めるほか、本市の地域生活支援拠点の機能の充実とその効果的な活用に取り組んでいきます。

項目	数値等	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	379人	
【目標】 令和8年度末における施設入所から地域生活への移行者数	12人以上 3.2%	国指針が定める目標値（第6期計画の目標値未達成分を含まない。）の5割で設定する。
令和8年度末時点の施設入所者	366人以下	(A) - (B)
【目標】 令和8年度末における施設入所者の削減数（B）	13人以上 3.4%	国指針が定める目標値の7割で設定する。

## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標設定

### 第6期計画における状況

地域生活支援拠点等の確保に関する目標値については、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の方針（以下「第6期国指針」という。）において、令和5年度末までに一つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされていました。本市においては、平成30年1月の「基幹相談支援センター」の開設にあわせて、すでに「面的整備型」により整備し、その運営を確保しています。そのため、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組んでいます。

項目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の確保と運営状況の検証 及び検討	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)
	年1回以上の実施	6回

### 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。』とされています。

本市では、すでに「基幹相談支援センター（保健福祉センター障害者支援課）」が本市拠点の中枢を担い、その職員を中心に拠点運営の企画調整（コーディネート）を行ってきており、拠点機能を担う中核機関や委託相談支援事業所の担当者とともに「あまがさき相談支援連絡会（兼、地域生活支援拠点連携会議）」を定期的に開催することで、現在の拠点機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関間での協議・連携や各機能の充実等に取り組んでいます。また、現在この会議体において、相談支援の対応状況等の共有を図り、特に支援が困難な事例（支援困難ケース）についての本市における定義付けとその整理（リスト化など）、対応の方向性等の協議を進めており、今後この取組の中で、強度行動障害も含めた様々な支援困難ケースの状況把握等も検討していきます。そのため、第7期国指針に定めるとおり、以下のように目標として設定します。

項目	数値等	考え方
<p><b>【目標】</b> 地域生活支援拠点等の確保とコーディネーターの配置等による体制構築、運営状況の検証及び検討</p>	<p>1か所の確保 コーディネーター及び事業所等担当者の配置 支援ネットワーク等による体制構築 年1回以上の実施</p>	現在の拠点（面的整備型）を確保し、それら機能を担う支援機関等で効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めつつ、運用状況の検証・検討を実施する。

項目	数値等	考え方
<p><b>【目標】</b> 強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実</p>	<p>支援ニーズ等の把握 地域の関係機関が連携した支援体制の整備</p>	拠点機能における効果的な支援体制の構築の取組とあわせて、令和8年度までに検討・実施する。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

#### 第6期計画における状況

福祉施設から一般就労へ移行する人数の目標値については、当時の利用者数の増加の動向や一般就労への移行実績を踏まえて、令和元年度の実績の1.27倍にあたる65人を見込んでいました。毎年度、安定的な移行実績があり、令和5年度の一般就労への移行者数は71人と、目標値を超える実績となっています。なお、その内容は「就労移行支援」を通じた移行者数が51人、「就労継続支援（A型）」を通じた移行者数が17人、「就労継続支援（B型）」を通じた移行者数が2人となっており、全体的に概ね目標値を超える実績となっています。

項目	目標値	実績値
令和元年度の一般就労への移行者数		51人
令和5年度の一般就労への移行者数	65人以上 1.27倍以上	71人 1.39倍
うち、就労移行支援を通じた移行者数	39人以上 1.30倍以上	51人 1.70倍
うち、就労継続支援A型を通じた移行者数	17人以上 1.26倍以上	17人 1.26倍
うち、就労継続支援B型を通じた移行者数	8人以上 1.23倍以上	2人 0.33倍

「就労定着支援」の利用者数の目標値については、一般就労への移行者数が増えていることなどから、第6期国指針に定めるとおり、令和5年度の一般就労への移行者数の7割にあたる46人を見込んでいました。結果として、令和4年度の一般就労への移行者数63人のうち、利用者数は22人（34.9%）と目標値を下回る利用実績となっています。

就労定着支援事業所による職場定着率の目標値については、第6期国指針に定めるとおり、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定していました。結果として、令和5年度の指定事業所数は5か所となり、そのうち職場定着率が8割以上の事業所は2か所（40.0%）となっています。

項目	目標値	実績値
令和5年度に一般就労に移行する者の中、就労定着支援を利用する人数（※）	46人以上 7割以上	22人（参考） 34.9%（参考）
令和5年度末における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合	3か所以上 7割以上	2か所 40.0%

※「就労定着支援」は一般就労後、就労期間が6ヶ月を経過した者が利用できるサービスであることから、令和5年度に一般就労に移行する者の中、当該サービスを利用する人数を現時点で見込むことは困難であるため、令和4年度の実績値を参考に記載している。

## 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。』とされています。この際、『就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、「就労継続支援A型」については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、「就労継続支援B型」については概ね1.28倍以上を目指すこととする。』とされています。

あわせて、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、『就労定着支援の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。』とされています。

本市においては、近年、「就労移行支援」の利用者数や一般就労への移行者数も安定的な実績となっています。これらの実績を勘案し、福祉施設から一般就労への移行者数については、第7期国指針に定めるとおり、令和3年度の一般就労への移行者数の1.28倍となる77人以上を目標として設定し、「就労移行支援」や「就労継続支援（A型、B型）」における移行者数についても、それぞれ第7期国指針に定めるとおり設定します。

次に、就労移行支援事業所の就労移行率については、第7期国指針に定めるとおり、令和8年度末の市内全体の事業所数のうち、就労移行率が5割以上の事業所数を5割以上とすることを目標として設定しますが、「就労定着支援」の利用者数については、近年の利用実績が増加傾向にあるため、令和8年度における当該サービスの見込量としている77人を見込むこととし、令和3年度の利用者数の1.75倍以上を目標として設定します。

最後に、「就労定着支援」の就労定着率については、第7期国指針に定めるとおり、令和8年度末の市内全体の事業所数のうち、就労定着率が7割以上の事業所数を2割5分以上とすることを目標として設定します。

項目	数値等	考え方
令和3年度の一般就労への移行者数（A）	60人	
【目標】 就労移行支援等を通じて、令和8年度に一般就労に移行する人数（B）	77人以上 1.28倍以上	国指針が定める目標値どおり設定する。 (B) / (A)
うち、就労移行支援を通じて移行する人数（C）	53人以上 1.31倍以上	(C) / (A)
うち、就労継続支援A型を通じて移行する人数（D）	19人以上 1.27倍以上	(D) / (A)
うち、就労継続支援B型を通じて移行する人数（E）	5人以上 1.25倍以上	(E) / (A)
【目標】 令和8年度末における就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合	5か所以上 5割以上	国指針が定める目標値どおり設定する。 令和8年度末の市内事業所の総数を10か所と見込む。
令和3年度の就労定着支援の利用者数	44人	
【目標】 令和8年度における就労定着支援を利用する人数（F）	77人以上 1.75倍以上	国指針が定める目標値どおり設定する。 (F) / (A)
【目標】 令和8年度末における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所の割合	2か所以上 2割5分以上	国指針が定める目標値どおり設定する。 令和8年度末の市内事業所の総数を6か所と見込む。

## (4) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

### 第6期計画における状況

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築に関する目標値については、第6期国指針において、令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置するとともに、「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することとされていました。

本市においては、第6期計画策定時にどちらの目標も達成できていたため、これらの施設が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営に取り組むほか、さらなるサービス提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めてきました。

項目	目標値	実績値
令和5年度末時点の 市内における児童発達支援センターの整備数	3か所	3か所
令和5年度末までの 保育所等訪問支援事業の利用体制の構築	5か所以上	7か所

### 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。』とされています。

この重層的な地域支援体制については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、児童発達支援センターについては、未だ全ての障害保健福祉圏域で配置されていない状況であるほか、令和6年4月施行の改正児童福祉法において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを鑑み、その体制を構築していくため、各市町村において、「保育所等訪問支援」を実施する児童発達支援センター等の設置を推進する内容となっています。

本市ではすでに、市立施設の2か所を含めて、市内に3か所の児童発達支援センターを設置していることに加え、当該センターのほか、指定事業所4か所を含めた市内に7か所の事業所において、「保育所等訪問支援」を実施しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、「保育所等訪問支援」の提供体制の充実に向けては、指定事業所の設置促進にも努めていきます。なお、市立の児童発達支援センター「たじかの園」については、令和6年4月施行の改正児童福祉法に掲げられた「地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能」を担う中核的な施設としていくため、令和5年度から本市の「障害児等療育支援事業」の実施体制の集約と充実化を図ることで、指定事業所のネットワーク会議を開催・運営しています。引き続き、このような場も有効に活用しながら、さらなるサービス提供体制の充実に向けて取り組んでいきます。

項目	数値等	考え方
<b>【目標】</b> 児童発達支援センターの設置	3か所	センター機能の円滑かつ効果的な実施に向けて取り組む。
<b>【目標】</b> 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する（保育所等訪問支援を利用する）体制の構築	7か所以上	サービス提供体制の充実に向けて取り組む。

## ② 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 第6期計画における状況

重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられる体制整備に関する目標値については、第6期国指針において、令和5年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保することとされていました。

本市においては、第6期計画策定時にどちらの目標も達成できていたため、これらの施設が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営に取り組むほか、さらなるサービス提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めてきました。

項目	目標値	実績値
令和5年度末までの重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	3か所以上	6か所
令和5年度末までの重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	5か所以上	9か所

## 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。』とされています。

この事業所の確保については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、医療的ニーズの高い重症心身障害のある子どもについては、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況を鑑み、その支援体制を確保していくため、各市町村において、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保する内容となっています。

本市では児童発達支援事業所について、すでに市立の児童発達支援センター1か所と指定事業所5か所を設置しており、「放課後等デイサービス」については、指定事業所9か所を設置しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組みます。なお、市立の児童発達支援センター「たじかの園」については、公設施設として唯一、診療所機能を有する医療型のセンターであることからも、より地域ニーズに即した施設となるよう、令和6年4月施行の改正児童福祉法に掲げられた「児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化」への対応とさらなる支援機能の充実に向けて、その役割や機能の再整理を進めています。

また、重症心身障害のある子どもの支援体制についても、指定事業所のネットワーク会議を活用しながら、その設置促進等に努めていきます。

項目	数値等	考え方
<b>【目標】</b> 重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	6か所以上	支援体制の充実に向けて取り組む。
<b>【目標】</b> 重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	9か所以上	支援体制の充実に向けて取り組む。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 第6期計画における状況

医療的ケア児への適切な支援に関する目標値については、第6期国指針において、令和5年度末までに市単独または阪神南圏域において、「保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場」を設置することとされていました。本市では令和元年度から、保健所や「基幹相談支援センター」をはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、特別支援学校など関係機関が参画する協議の場を市単独で設置しています。

項目	目標値	実績値
令和5年度末までの 関係機関による協議の場の設置	市または圏域 で設置	市単独で設置

#### 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。』とされています。

この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっています。また、コーディネーターについては、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、当該協議の場に参画して、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う内容となっています。さらに、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」においては、保育所や学校の設置者等に対し、当該施設における医療的ケアその他の支援措置を講ずることが責務とされています。

本市ではすでに、保健所や「基幹相談支援センター」をはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、特別支援学校など関係機関が参画する協議の場を設置し、医療的ケア児の状況や地域課題の共有など必要な協議を行うとともに、「基幹相談支援センター」に配置した医療的ケア児等コーディネーターを中心に、当該医療的ケア児へのアウトリーチ（個別訪問など）やリスト管理による状況把握等に取り組んでいます。また、総合病院や訪問看護ステーション、保健所のみならず、医療的ケア児支援法に基づき策定した「医療的ケア実施のためのガイドライン」の対象となる保育所や学校園との支援連携も進めています。

そのため、本計画の期間においては、引き続き、当該協議の場とコーディネーターの機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議や連携の強化等に取り組んでいきます。

項目	数値等	考え方
<b>【目標】</b> 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市単独の会議体を設置	円滑かつ効果的な協議等に向けて取り組む。
<b>【目標】</b> 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	4人	コーディネーター機能の円滑かつ効果的な実施に向けて取り組む。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標設定

### 第6期計画における状況

相談支援体制の充実と強化に関する目標値については、第6期国指針において、令和5年度末までに、市単独または阪神南圏域において、「総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制」を確保することとされました。

本市では保健福祉業務の再編によって、平成30年1月に市域の南北2か所に設置された「保健福祉センター」に必要な支援機能を付加することで「基幹相談支援センター」を開設し、すべての障害種別に対応する総合相談窓口を設置するほか、委託相談支援事業所等が参画する「あまがさき相談支援連絡会（兼、地域生活支援拠点連携会議）」や指定事業所のネットワーク会議を定期的に開催することで、地域の相談支援事業所に対する助言や援助など後方支援の取組も進めています。

項目	目標値	実績値
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（基幹相談支援センター等の設置）	2か所	2か所

### 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。』とされています。

本市では、すでに「基幹相談支援センター」を2か所設置し、当該センターが相談支援を含めた地域生活支援拠点の機能の中核を担うことで、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいるため、引き続き、現在の取組や体制を確保していきます。また、現在「あまがさき相談支援連絡会（兼、地域生活支援拠点連携会議）」において、支援困難ケースの対応等について協議を進めていますが、今後この取組とあわせて、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組や本市の自立支援協議会における体制づくりについても検討していきます。そのため、第7期国指針に定めるとおり、以下のように目標として設定します。

項目	数値等	考え方
<p><b>【目標】</b> 基幹相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保</p>	2か所	「基幹相談支援センター」の機能によって実施・確保する。
<p><b>【目標】</b> 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制の確保</p>	体制の確保	支援困難ケースの対応等の取組とあわせて検討し、令和8年度までに体制を確保する。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標設定

### 第6期計画における状況

障害福祉サービス等の質の向上に関する目標値については、第6期国指針において、令和5年度末までに、質を向上させるための取組に係る体制を構築することとされていました。本市では障害福祉サービス等の給付の適正化や持続可能な制度構築に向けて、兵庫県と連携を図りながら請求審査内容を共有するとともに、指導監査内容を近隣中核市と共有するほか、事業所への指導監査体制や請求審査体制の強化に取り組んでいます。

項目	目標値	実績値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制の構築	市で体制を確保

### 第7期計画における目標設定

第7期国指針においては、『障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業所が参入している中、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。』とされています。

この体制構築の考え方については、都道府県や市町村の職員が障害者総合支援法等の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握や適切なサービス提供ができているかの検証を行うほか、事業所が適正な運営を図れるよう指導、助言を行うなど、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくことを目的としています。

本市においては、障害福祉サービス等の給付の適正化や持続可能な制度構築に向けて、第4期計画（平成27年度）から、障害福祉サービスや移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を策定・運用するほか、事業所への指導監査体制や請求審査体制の強化に取り組んできました。

そのため、本計画の期間においては、現在の運営体制の確保と取組の継続を図りつつ、各指定事業所のネットワーク会議を一層活用しながら、障害福祉サービス等の質の向上に取り組んでいきます。

項目	数値等	考え方
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	現体制の確保	現在の指導監査・請求審査体制によって実施する。

## 4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

---

### (1) 訪問系サービス

#### (必要量の見込み)

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」と「重度訪問介護」をあわせた在宅支援は、やや増加傾向で推移しており、市内や隣接市の事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

外出を支援する「同行援護」については、従前から減少傾向にあったことに加えて、今般の「新型コロナウイルス感染症」の影響も重なったことにより、令和3年度まで利用実績が落ち込んだ状況となりましたが、それ以降は回復（増加）傾向にあります。また、同種のサービスである「行動援護」については、移動支援事業の運用変更（平成29年10月開始）以降は増加傾向にあることや、令和5年5月から「新型コロナウイルス感染症」の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことも考慮し、本計画の期間中、これらのサービスについては近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

#### (確保の方策)

本市においては、「居宅介護」など在宅支援の事業所は一定確保されていますが、「行動援護」や「同行援護」など外出支援の事業所が不足しています。そのため、障害特性や利用目的に応じた適切かつ効率的なサービス利用へつなげていけるよう、移動支援事業を利用する重度の障害のある人については、「行動援護」等への移行を進めていきます。また、視覚障害のある人の利便性の向上を目的として、令和4年9月から「同行援護」の運用の見直し（同行援護と居宅介護の通院等介助との一本化）を行っており、引き続き、当該サービスの利用申請や更新の際に変更内容の案内を行うとともに、訪問系サービス全体について、指定基準や運営方法等の情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

また、「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、本市の障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）に即したサービス等利用計画の作成を推進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

## □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 (重度障害者等包括支援)	実績値	49,990 時間/月	49,990 時間/月	50,340 時間/月
		1,737 人/月	1,754 人/月	1,767 人/月
	計画値	49,893 時間/月	49,828 時間/月	49,837 時間/月
		1,713 人/月	1,734 人/月	1,757 人/月

※令和5年度の実績値については、令和5年11月現在の見込みとなります。（以下の表中も同様）

## ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス全体（参考）	50,590 時間/月	50,878 時間/月	51,209 時間/月
	1,791 人/月	1,816 人/月	1,841 人/月
居宅介護	30,989 時間/月	30,705 時間/月	30,423 時間/月
	1,525 人/月	1,547 人/月	1,569 人/月
重度訪問介護	13,493 時間/月	13,580 時間/月	13,668 時間/月
	59 人/月	55 人/月	52 人/月
行動援護	1,002 時間/月	1,077 時間/月	1,158 時間/月
	49 人/月	53 人/月	58 人/月
同行援護	5,105 時間/月	5,516 時間/月	5,961 時間/月
	158 人/月	160 人/月	162 人/月

## (2) 日中活動系サービス等

### (必要量の見込み)

日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生の利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあるため、本計画の期間中もこれまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の事業所が増えてきたことや近年の利用ニーズの高まりにより、利用実績も増加傾向にあるため、本計画の期間中も近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

なお、令和6年度に新たに創設され、令和7年下半期からの実施が予定されている「就労選択支援」については、近年の就労継続支援の新規利用者数や当該サービスを利用する特別支援学校の卒業生の数のほか、「障害者就労・生活支援センターみのり」で支援する就労希望者等も考慮して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

生活介護や短期入所事業所については、引き続き、指定事業所のネットワーク会議において、市内の利用状況や利用ニーズ等の把握・共有を行うとともに、施設の新規開設やバリアフリー改修等を支援する本市の補助制度の周知や**指定基準**、運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

就労系サービスについては、近年の事業所数の増加により、国においては「就労継続支援（A型）」の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上についての見直しが行われています。本市においても就労継続支援については、依然として利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所（A型）や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所（B型）が見受けられるため、国の取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、本計画の策定と第4期計画の中間評価の基礎資料とするため、市内在住の障害のある人を対象として令和5年6月に実施した「福祉に関するアンケート調査」（以下「本市アンケート調査」という。）においては、障害のある人が仕事をしている上で困っていることとして、『収入が少ない』という回答が3割以上で最も多く、福祉就労における現在の職場での平均月収として、『1万円未満』と回答した人が4割となっています。そのため、「障害者就労・生活支援センターみのり」が中心となって、引き続き、障害者就労支援施設等の販路の開拓や拡大に向けた取組（共同受注窓口や販売会の実施など）を進めるとともに、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、施設等からの物品や役務の調達を推進していくことで、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図っていきます。あわせて、新たに創設される「就労選択支援」への対応やこれら就労系サービスに係る取組の一層の推進に向けて、指定事業所のネットワーク会議の効果的な運営や参画事業所の拡大に取り組んでいきます。

□ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実績値	21,562 日/月	21,522 日/月	21,817 日/月
		1,130 人/月	1,126 人/月	1,132 人/月
	計画値	21,392 日/月	21,679 日/月	21,970 日/月
		1,141 人/月	1,157 人/月	1,174 人/月
自立訓練（機能訓練）	実績値	117 日/月	135 日/月	119 日/月
		8 人/月	8 人/月	7 人/月
	計画値	186 日/月	187 日/月	188 日/月
		17 人/月	17 人/月	17 人/月
自立訓練（生活訓練）	実績値	776 日/月	810 日/月	939 日/月
		54 人/月	52 人/月	61 人/月
	計画値	486 日/月	501 日/月	517 日/月
		31 人/月	32 人/月	33 人/月
就労移行支援	実績値	1,847 日/月	1,925 日/月	1,960 日/月
		113 人/月	119 人/月	121 人/月
	計画値	1,657 日/月	1,679 日/月	1,701 日/月
		100 人/月	101 人/月	103 人/月
就労継続支援（A型）	実績値	6,764 日/月	7,128 日/月	7,762 日/月
		350 人/月	373 人/月	407 人/月
	計画値	6,005 日/月	6,267 日/月	6,540 日/月
		311 人/月	326 人/月	341 人/月
就労継続支援（B型）	実績値	16,900 日/月	18,182 日/月	20,242 日/月
		1,036 人/月	1,125 人/月	1,233 人/月
	計画値	15,597 日/月	16,353 日/月	17,145 日/月
		955 人/月	1,000 人/月	1,047 人/月
就労定着支援	実績値	44 人/月	48 人/月	58 人/月
	計画値	58 人/月	67 人/月	77 人/月
療養介護	実績値	92 人/月	96 人/月	100 人/月
	計画値	91 人/月	92 人/月	93 人/月
短期入所 (福祉型、医療型)	実績値	2,046 日/月	2,040 日/月	2,080 日/月
		355 人/月	375 人/月	386 人/月
	計画値	1,997 日/月	2,035 日/月	2,075 日/月
		426 人/月	445 人/月	466 人/月

### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (うち重度障害の利用者)	22,071 日/月	22,328 日/月	22,587 日/月
	1,136 人/月 (974 人/月)	1,136 人/月 (974 人/月)	1,136 人/月 (974 人/月)
自立訓練（機能訓練）	123 日/月	127 日/月	131 日/月
	10 人/月	10 人/月	10 人/月
自立訓練（生活訓練）	1,004 日/月	1,073 日/月	1,147 日/月
	66 人/月	71 人/月	76 人/月
就労選択支援	—	3 人/月	8 人/月
就労移行支援	2,064 日/月	2,174 日/月	2,290 日/月
	127 人/月	134 人/月	141 人/月
就労継続支援（A型）	8,344 日/月	8,970 日/月	9,643 日/月
	440 人/月	477 人/月	516 人/月
就労継続支援（B型）	22,152 日/月	24,242 日/月	26,529 日/月
	1,342 人/月	1,462 人/月	1,592 人/月
就労定着支援	64 人/月	70 人/月	77 人/月
療養介護	101 人/月	103 人/月	104 人/月
短期入所（福祉型、医療型） (うち重度障害の利用者)	2,098 日/月	2,116 日/月	2,134 日/月
	403 人/月 (263 人/月)	420 人/月 (274 人/月)	438 人/月 (286 人/月)

### (3) 居住系サービス

#### (必要量の見込み)

居住系サービスについては、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備が一定進んでいることから、「共同生活援助」の利用実績は増加傾向にあります。引き続き、障害のある人の重度・高齢化や保護者の高齢化への対応に向けて、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備も進めていく必要があるため、本計画の期間中も近年の増加傾向を維持していくよう必要量を見込みます。また、「自立生活援助」と「施設入所支援」についても、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込み、「地域生活支援拠点等」については、現在の面的整備型による拠点の設置を確保していくよう必要量を見込みます。

#### (確保の方策)

グループホームの整備促進に向けては、引き続き、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握、指定事業所のネットワーク会議等への情報共有を行うとともに、施設の新規開設やバリアフリー改修等を支援する本市の補助制度や国の整備補助制度を活用することで、計画的な整備の促進に取り組みます。また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、兵庫県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。

一方で、本市アンケート調査においては、障害のある人の今後の暮らしの希望として、『家族と一緒に自宅で暮らしたい』や『一人で暮らしたい』といった回答が上位となっており、前回調査（令和2年2月実施）の時よりもその割合はやや増加傾向にあります。

引き続き、そのような地域生活のニーズにも応えていけるよう、「自立生活援助」については、既存の「地域移行支援」や「地域定着支援」の事業所等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

また、「地域生活支援拠点等」については、現在設置している拠点（面的整備型）の各機能を担う支援機関との業務委託や連携体制を確保しつつ、当該拠点の中核を担う「基幹相談支援センター」の職員をコーディネーターとして位置付けて、これら支援機関との連絡会等を定期的かつ効果的に開催していくことで、拠点機能の検証と機能の充実につなげていきます。

## □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実績値	7人/月	6人/月	5人/月
	計画値	2人/月	3人/月	6人/月
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	392人/月	419人/月	464人/月
	計画値	350人/月	370人/月	392人/月
施設入所支援	実績値	381人/月	380人/月	378人/月
	計画値	383人/月	378人/月	374人/月
地域生活支援拠点等 (検証及び検討の実施)	実績値	1か所	1か所	1か所
		6回	6回	6回
	計画値	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)
		1回/年 以上	1回/年 以上	1回/年 以上

## ■ 第7期計画における見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助		7人/月	7人/月	7人/月
共同生活援助（グループホーム） (うち重度障害の利用者)		511人/月 (231人/月)	562人/月 (266人/月)	618人/月 (305人/月)
施設入所支援		375人/月	371人/月	368人/月
地域生活支援拠点等 (検証及び検討の実施) (コーディネーターの配置)	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	
	1回/年 以上	1回/年 以上	1回/年 以上	
	6人	6人	6人	

## (4) 相談支援

### (必要量の見込み)

「計画相談支援」については、第6期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、全体の計画作成数は着実に増えているものの、近年の就労系サービスの新規利用者数の大幅な増加等によって、令和5年度における作成率は7割程度にとどまっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込みます。

また、「地域移行支援」や「地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業所の設置促進が難しい状況等を踏まえ、本計画の期間中もこれまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

サービス等利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、「基幹相談支援センター」を中心に作成状況（障害種別、利用サービス別、事業所別など）の分析を進め、その結果等も考慮しながら、特定相談支援事業所への作成依頼や必要な助言等を進めていくとともに、委託相談支援事業所（8か所）と今後の進め方等についての協議を重ね、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していきます。また、引き続き、指定事業所のネットワーク会議や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を兵庫県に働きかけていきます。

さらに、本市においては、特定相談支援や一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、「グループホーム」や「短期入所」の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいきます。

□ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、モニタリング)	実績値	288人/月	300人/月	336人/月
	計画値	322人/月	384人/月	411人/月
地域移行支援	実績値	4人/月	5人/月	7人/月
	計画値	8人/月	9人/月	9人/月
地域定着支援	実績値	1人/月	1人/月	1人/月
	計画値	2人/月	2人/月	2人/月

■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、モニタリング)	374人/月	414人/月	456人/月
地域移行支援	7人/月	7人/月	7人/月
地域定着支援	2人/月	2人/月	2人/月

## (5) 障害児通所支援等

### (必要量の見込み)

障害児通所支援等については、利用ニーズの高まりや事業者の新規参入、子どもの育ち支援センター(いくしあ)における発達に課題を抱える子どもの早期支援の取組等が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は大幅な増加傾向にあり、特に「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」は第6期の計画値を大きく上回る状況となっているため、本計画の期間中も近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

なお、「医療型児童発達支援」については、市立の児童発達支援センター「たじかの園」のみで実施してきましたが、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、当該センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されるため、本計画からは「児童発達支援」に含めて必要量を見込みます。

### (確保の方策)

障害児通所支援等については、近年特に「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の事業所数と利用者数が急激に増加しており、現在、国においてはこれらサービスの支給決定方法や支援内容、質の向上などサービスの在り方についての検討が進められています。

そのような状況の中、本市においても現在のサービス利用の状況やその満足度、今後求める支援ニーズ等を把握するため、障害児通所支援（児童発達支援と放課後等デイサービス）を利用する子どもの保護者を対象として令和5年9月に実施した個別調査においては、現在のサービスの利用頻度（日数）として『週5日』利用している人が約3割で最も多く、全体の平均利用日数は3.4日となっています。そのうち『現在の利用日数（頻度）で良い』と回答した人が8割を占めるものの、『今後、現在の利用日数（頻度）を増やしていきたい』と回答した人も2割弱ほどおり、その大半が週4日以上の利用日数（頻度）を求めていました。また、現在利用している事業所の支援内容に対する満足度としては、『(どちらかというと) 満足している』と回答した人が9割近くを占めているほか、サービスを利用するにあたって求める（期待する）こととしては、『事業所の情報（支援内容や特色、空き状況など）をもっと教えてほしい』や『様々な療育（支援）が受けられるように特色のある事業所が増えてほしい』、『学校園との連携をもっと深めてほしい』といった回答が上位を占めています。

このような調査結果からも、当該サービスは療育を必要とする子どもやその保護者にとって、非常に利用ニーズが高く、今後もサービス量の増加が見込まれることがうかがえます。そのため、本市においても、国が示す方向性やサービス利用者のニーズ等も踏まえながら、令和5年度に設置した「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」において、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と事業所との連携強化を図っていくほか、引き続き、事業所への実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、「保育所等訪問支援」の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携しながら、訪問先となる保育所や学校等への制度周知に取り組んでいきます。

これらの取組とあわせて、保護者や通学先に対し、障害児通所支援等のサービスの趣旨や支援内容についての理解を深めていくほか、サービス事業所も含めた三者間での情報共有や連携が進むよう取り組んでいきます。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実績値	5,417 日/月	6,420 日/月	7,408 日/月
		575 人/月	674 人/月	787 人/月
	計画値	4,172 日/月	4,463 日/月	4,774 日/月
		454 人/月	483 人/月	514 人/月
医療型児童発達支援	実績値	235 日/月	154 日/月	164 日/月
		31 人/月	22 人/月	22 人/月
	計画値	272 日/月	272 日/月	272 日/月
		34 人/月	34 人/月	34 人/月
放課後等デイサービス	実績値	14,857 日/月	16,935 日/月	19,379 日/月
		1,247 人/月	1,469 人/月	1,701 人/月
	計画値	14,292 日/月	15,902 日/月	17,694 日/月
		1,218 人/月	1,381 人/月	1,564 人/月
保育所等訪問支援	実績値	107 日/月	114 日/月	133 日/月
		79 人/月	93 人/月	114 人/月
	計画値	94 日/月	153 日/月	249 日/月
		59 人/月	86 人/月	125 人/月
居宅訪問型児童発達支援	実績値	62 日/月	57 日/月	45 日/月
		9 人/月	9 人/月	7 人/月
	計画値	56 日/月	72 日/月	89 日/月
		7 人/月	9 人/月	11 人/月

■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	8,560 日/月	9,521 日/月	10,484 日/月
	911 人/月	1,014 人/月	1,116 人/月
放課後等デイサービス	22,280 日/月	24,857 日/月	27,434 日/月
	1,923 人/月	2,146 人/月	2,368 人/月
保育所等訪問支援	152 日/月	174 日/月	199 日/月
	123 人/月	140 人/月	161 人/月
居宅訪問型児童発達支援	61 日/月	68 日/月	74 日/月
	9 人/月	10 人/月	11 人/月

## (6) 障害児相談支援等

### (必要量の見込み)

「障害児相談支援」については、第6期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、全体の計画作成数は着実に増えているものの、近年の障害児通所支援の新規利用者数の大幅な増加等によって、令和5年度の作成率は8割程度にとどまっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

また、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、現在、南北の「基幹相談支援センター」に配置している医療的ケア児等コーディネーターを確保していくよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

障害児支援利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、「基幹相談支援センター」を中心に作成状況（障害種別、利用サービス別、事業所別など）の分析を進め、その結果等も考慮しながら、障害児相談支援事業所への作成依頼や必要な助言等を進めていくとともに、委託相談支援事業所（8か所）と今後の進め方等についての協議を重ね、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していきます。また、引き続き、指定事業所のネットワーク会議や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を兵庫県に働きかけていきます。

さらに、本市においては、障害児相談支援事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員に兵庫県が実施する専門研修を受講させるなどして、現在の配置人数を確保していきます。また、保健・医療・障害福祉・教育等の関係者が参画する「医療的ケア児支援部会」への参加やOJTによる人材育成、総合病院や訪問看護ステーションなど地域の支援機関との連携に取り組んでいきます。

□ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画、モニタリング)	実績値	166人/月	181人/月	219人/月
	計画値	168人/月	191人/月	207人/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実績値	4人	4人	4人
	計画値	4人	4人	4人

■ 第7期計画における見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画、モニタリング)		253人/月	289人/月	328人/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		4人	4人	4人

## (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (必要量の見込み)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」として、本市においては、令和2年度から精神障害の当事者団体も参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を定期的に開催し、医療と福祉の連携方法のあり方といった地域課題のほか、各支援機関の機能や担うべき役割、抱える課題等の共有を図っていくことで、支援ネットワークの構築とその充実に取り組んでいます。また、市内に単科の精神科病院が無いという実情等も踏まえながら、精神障害のある人の地域移行や地域定着を進めるための支援体制のあり方を協議・検討していく必要があるため、本計画の期間中は、現在の推進会議の開催回数を維持しつつ、医療関係（精神科）と福祉関係の参画機関を増やす形で開催していくよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」の開催にあたっては、従前から開催している「地域移行・地域定着推進会議」での地域アセスメントに基づいた課題抽出等は維持しつつ、それらの課題対応も含め、地域課題を基にした事例検討会を実施し、支援や連携のあり方等を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」において一体的に協議・検討を進めています。

また、本市アンケート調査においては、障害のある人の継続した定期的な医療への受診の状況として、『通院（または往診）している』と回答した精神障害のある人は9割以上と他の障害種別の人よりも割合が高く、また、精神疾患が理由で入院したことがある人も4割近くいるなど、改めて医療との関わりが密接かつ重要であることが分かります。

そのため、これまでの協議内容や課題等も踏まえる中で、新たに精神科病院や主な支援対象を精神障害としている相談支援事業所等の関係者に参画を呼びかけることで、より幅広い視点から対応・連携策の協議や支援体制に係る目標設定、その評価等を行うことで、地域における重層的な連携による支援の充実につなげていきます。

また、これらの会議体を活用して、地域の支援機関とともに、精神障害のある人の地域生活を支える各種サービスの必要量等についても、その検証と共有を進めています。

□ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実績値	3回/年	3回/年	3回/年
	計画値	3回/年	3回/年	3回/年
協議の場への関係者の参加者数	実績値	33人	36人	37人
	計画値	29人	34人	34人
保健関係	実績値	(5人)	(3人)	(4人)
医療関係（精神科）	実績値	(4人)	(4人)	(4人)
医療関係（精神科以外）	実績値	(1人)	(1人)	(1人)
福祉関係	実績値	(14人)	(23人)	(23人)
当事者及び家族等	実績値	(5人)	(4人)	(4人)
その他	実績値	(4人)	(1人)	(1人)
目標設定及び評価の実施回数	実績値	1回/年	1回/年	1回/年
	計画値	1回/年	1回/年	1回/年
サービス利用者数（精神障害のみ）				
地域移行支援	実績値	4人/月	4人/月	6人/月
	計画値	7人/月	8人/月	8人/月
地域定着支援	実績値	1人/月	1人/月	1人/月
	計画値	2人/月	2人/月	2人/月
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	88人/月	107人/月	111人/月
	計画値	65人/月	68人/月	72人/月
自立生活援助	実績値	6人/月	5人/月	4人/月
	計画値	2人/月	3人/月	6人/月

## ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回/年	3回/年	3回/年
協議の場への関係者の参加者数	44人	44人	44人
保健関係	(4人)	(4人)	(4人)
医療関係（精神科）	(7人)	(7人)	(7人)
医療関係（精神科以外）	(1人)	(1人)	(1人)
福祉関係	(25人)	(25人)	(25人)
当事者及び家族等	(4人)	(4人)	(4人)
その他	(3人)	(3人)	(3人)
目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
サービス利用者数（精神障害のみ）			
地域移行支援	6人/月	6人/月	6人/月
地域定着支援	2人/月	2人/月	2人/月
共同生活援助（グループホーム）	123人/月	135人/月	148人/月
自立生活援助	6人/月	6人/月	6人/月
自立訓練（生活訓練）	38人/月	40人/月	43人/月

## (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### (必要量の見込み)

相談支援体制の充実・強化のための取組については、本市ではすでに設置している「基幹相談支援センター」において、総合的かつ専門的な相談支援や地域の相談支援事業所に対する様々な支援の取組を行っていますが、当該センターにおける「地域の相談支援体制の強化」の取組にあたっては、新たに個別事例の支援内容の検証の実施や主任相談支援専門員の配置が掲げられたため、本計画の期間中にこれらの取組も実施できるよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

総合的・専門的な相談支援体制を構築するため設置した本市の「基幹相談支援センター」には、地域の相談支援事業所からの相談事案などにも対応できるよう、正規職員のほか、専門の相談支援専門員を4名（南北に2名ずつ）配置し、その支援にあたっています。また、本市の障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）に定めるサービス支給量（標準基準時間）を超える非定型の利用者や退院後の生活に必要な支援の調整等が難しい医療的ケア児など、計画相談支援に時間を要するケースやその他複合的な課題を抱えるケースへの対応・後方支援等も担っており、引き続き、現行体制においてこれらの対応にあたっていきます。

「地域の相談支援体制の強化」については、現在も定期的に開催している指定事業所のネットワーク会議や各種研修会（スキルアップ研修や書き方教室）等を継続して開催していくとともに、新たに活動指標とされた「個別事例の支援内容の検証の実施」についても、現在「あまがさき相談支援連絡会（兼、地域生活支援拠点連携会議）」で協議している支援困難ケースの対応の取組により検討していきます。なお、「基幹相談支援センター」における「主任相談支援専門員の配置」については、現在の配置数（1名）を維持していきます。

さらに、「協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善」については、令和8年度からの実施を想定し、支援困難ケースの対応の取組や本市の自立支援協議会における体制づくり（再編）を進めていきます。

## □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援体制	実績値	有	有	有
	計画値	有	有	有
地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	実績値	283件/年	662件/年	759件/年
	計画値	360件/年	360件/年	360件/年
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	実績値	15回/年	17回/年	16回/年
	計画値	22回/年	22回/年	22回/年
地域の相談機関との連携強化の取組	実績値	8回/年	8回/年	9回/年
	計画値	9回/年	9回/年	9回/年

## ■ 第7期計画における見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言		760件/年	760件/年	760件/年
地域の相談支援事業所の人材育成の支援		16回/年	16回/年	16回/年
地域の相談機関との連携強化の取組		9回/年	9回/年	6回/年
個別事例の支援内容の検証の実施		2回/年	3回/年	4回/年
主任相談支援専門員の配置		1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
事例検討の実施回数と参加事業者（機関）数		—	—	3回/年
		—	—	20事業者（機関）
専門部会の設置数と実施回数		4部会	4部会	4部会
		18回/年	18回/年	21回/年

## (9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### (必要量の見込み)

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組については、本市では兵庫県と連携を図りながら請求審査内容を共有するとともに、指導監査内容を近隣中核市と共有するほか、事業所への指導監査体制や請求審査体制の強化に取り組んでいるため、本計画の期間中も現在の体制を確保するよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、兵庫県等が実施する様々な障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加が掲げられています。本市ではこれまでも「相談支援従事者初任者研修」や「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」、「障害者虐待対応力向上研修」など各種専門研修への受講を職員に促してきており、今後もその取組を継続していくことで、本市の相談支援機能の維持・充実につなげていきます。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、現在の請求審査体制を確保しつつ、各指定事業所のネットワーク会議も一層活用するほか、兵庫県とも連携した取組を実施していきます。

また、「指導監査結果の関係市町村との共有」については、令和元年度に障害児通所支援事業所の指定権限が兵庫県から中核市に移譲されたことから、本市では近隣中核市との連携体制を構築しており、引き続き、実施指導の進め方等について協議を行っていきます。

これらの取組を着実に進めることで、障害福祉サービス等の質の向上につなげていきます。

### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実績値	有	有
	計画値	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
審査結果の活用等と事業所や関係自治体との共有体制の有無	実績値	有	有
	計画値	無	無
実施回数	実績値	1回/年	1回/年
	計画値	0回/年	1回/年

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導監査結果の関係市町村との共有			
指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無	実績値	有	有
	計画値	有	有
実施回数	実績値	1回/年	1回/年
	計画値	1回/年	2回/年

### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
審査結果の活用等と事業所や関係自治体との共有体制の有無	有	有	有
	実施回数	2回/年	2回/年
指導監査結果の関係市町村との共有			
指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無	有	有	有
	実施回数	1回/年	1回/年

## 5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### (必要量の見込み)

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を毎年開催しており、本計画の期間中も当該イベントを継続していくよう必要量を見込みます。

#### (確保の方策)

「市民福祉のつどい」については、平成29年度から民間団体への委託の下、従前の当事者団体を中心とした実行委員会や市民との協働により、「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っています。また、今般の「新型コロナウイルス感染症」の影響下においても、分散型の小規模開催とするなどの創意工夫によって、様々なコンテンツを実施してきており、引き続き、効果的な取組や周知啓発を行うことで、参加者数の増加につなげていきます。

なお、本市アンケート調査においては、障害に対する市民の理解の浸透として、『理解が進んできている』と思う回答の割合は全体の2割半ばとなっており、そのうち、無回答や分からない等といった回答を除いた評価（進んでいるか後退しているかのみでの割合）でみると、『進んでいる』が8割以上を占めるなど、前回調査の時よりも増加傾向にあります。

そのため、これら市民啓発の取組を継続していくとともに、このイベントを契機として、新たな交流やさらなる付加価値を生み出していけるよう、参画メンバー等との協働に取り組んでいきます。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

#### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

## (2) 自発的活動支援事業

### (必要量の見込み)

「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な活動を支援するため、本市では、平成30年度から実施しており、本計画の期間中も当該事業を継続していくよう必要量を見込みます。

### (確保の方策)

これまでの事業周知の取組等により、活動団体数は徐々に増えつつありますが、本市アンケート調査においては、障害のある人の生涯学習活動の実施状況として、『活動していない』という回答の割合は約8割となっており、また、生涯学習活動を推進するために必要な支援として、『活動に関する情報を提供すること』や『活動の参加につながるようなきっかけをつくること』といった回答が上位となっています。

そのため、さらなる活動の推進に向けては、これまでの活動内容等の発信に加えて、情報支援機器の設置等により利便性が向上した身体障害者福祉社会館の利用を一層周知することや、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動等から障害のある人や家族等による自主的な活動へつなげていく手法等を検討していくことで、引き続き、障害のある人の社会参加や地域の理解促進に取り組んでいきます。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有	有	有

#### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有	有	有

### (3) 相談支援事業

#### (必要量の見込み)

「障害者相談支援事業」については、市の直接の窓口として、平成30年1月に開設した「基幹相談支援センター」(2か所)と、令和2年度に1か所増設した委託相談支援事業所(8か所)で実施しています。また、「障害児等療育支援事業」については、在宅の障害のある子ども等がより身近な地域で療育指導・相談を受けることができるよう、令和5年度から委託する専門機関を5か所から2か所に集約し、実施体制の充実化を図っています。これら事業については、本計画の期間中も現在の支援体制による実施を継続していくよう必要量を見込みます。

また、「住宅入居等支援事業」については、地域生活支援事業の必須事業となっていることから、これまで兵庫県や市の住宅部局の取組等を踏まえて、実施に向けた検討をしてきましたが、未だ事業化には至っていないため、本計画の期間内での実施を見込みます。

#### (確保の方策)

本市アンケート調査においては、障害のある人が福祉サービスを利用するため必要な支援として、『どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい』や『自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい』といった回答が上位となっています。また、福祉サービスを利用する場合や支援を受ける場合の相談先として、かかりつけの診療所や現在サービスを受けているところ等に並んで『相談支援事業所などの民間の相談窓口』も挙げられており、前回調査よりも回答の割合が増加しています。

そのため、「障害者相談支援事業」や「基幹相談支援センター」については、現在の実施体制を確保するとともに、今後も高まる相談支援ニーズに対応していくため、引き続き、委託相談支援事業所等が参画する「あまがさき相談支援連絡会（兼、地域生活支援拠点連携会議）」を定期的に開催して連携の強化を図っていきます。また、「基幹相談支援センター」による総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援事業所に対する効果的な研修等の企画・実施、その他後方支援に一層取り組んでいくことで、地域の相談支援体制の充実につなげていきます。

また、「障害児等療育支援事業」については、機能集約した実施体制での療育指導・相談を推進していくとともに、市内の障害児通所支援事業所のサービスの質の向上等を目的とした指定事業所のネットワーク会議を定期的に開催して、事業所間はもとより、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所との連携の強化を図っていくことで、より効果的な事業実施につなげていきます。

「住宅入居等支援事業」については、これまで地域生活支援拠点の機能により実施してきた、グループホームの利用（空き）状況の把握や公表、利用に係る相談支援などの取組を発展させ、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の紹介等も行えるよう、引き続き、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保などに係る取組と連携を図りながら、事業化に向けた検討を進めています。

□ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実績値	10か所	10か所	10か所
	計画値	10か所	10か所	10か所
基幹相談支援センター (機能強化事業の実施)	実績値	2か所(有)	2か所(有)	2か所(有)
	計画値	2か所(有)	2か所(有)	2か所(有)
障害児等療育支援事業	実績値	5か所	5か所	2か所
	計画値	5か所	5か所	5か所
住宅入居等支援事業	実績値	無	無	無
	計画値	無	無	有

■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	10か所	10か所	10か所
基幹相談支援センター (機能強化事業の実施)	2か所 (有)	2か所 (有)	2か所 (有)
障害児等療育支援事業	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	無	無	有

## (4) 成年後見制度利用支援事業等

### (必要量の見込み)

「成年後見制度利用支援事業」については、平成 26 年 7 月に「成年後見等支援センター」を開設し、平成 30 年 1 月から当該センターを 2 か所体制に強化して、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。また、令和 4 年 4 月からは当該センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見等支援センター運営委員会の開催回数を増やすなど、関係機関との連携の強化に取り組んでいます。今後も成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、本計画の期間中もこれまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

なお、本計画においては、これら当該センターの取組に一層注力していくことから、本市での「法人後見支援事業」の実施までは見込まないこととしますが、引き続き、法人後見の実施を検討する法人（団体）から相談等を受けた場合は、当該センターが開催する養成研修の案内や助言を行うなど、後方支援に努めていきます。

### (確保の方策)

成年後見制度の利用支援については、引き続き、「成年後見等支援センター」において、窓口相談や専門相談会を実施し、支援を要する人への制度周知と利用促進に取り組むとともに、担い手となる市民後見人の養成や活動監督などを進め、積極的な活用につなげていきます。

なお、本市アンケート調査においては、成年後見制度の認知度として、『知っている』と回答した割合は全体の 2 割程度に留まっており、前回調査の時よりも減少傾向にあります。

そのため、障害のある人やその家族、支援者等が将来の備えとして、制度に関する知識を持つよう、家族会や地域の相談支援事業所等への周知・啓発に一層取り組むとともに、成年後見制度利用のための相談受付から家庭裁判所への申立から決定までの期間短縮に向けて、後見人候補者を選任する受任調整会議の充実を図っていくことで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいきます。

### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実績値 55 件/年	39 件/年	46 件/年
	計画値 42 件/年	44 件/年	47 件/年

### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (法人後見支援事業の実施)	48件/年 (無)	50件/年 (無)	53件/年 (無)

## (5) 意思疎通支援事業等

### (必要量の見込み)

「意思疎通支援事業」については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「尼崎市手話言語条例」に加えて、令和4年5月から「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことによる情報支援に対する意識の高まり等から、各種「派遣事業」の利用ニーズも高くなっています。しかしながら、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者の登録人数や支援が可能な時間帯等にも限りがあることから、その利用実績は大きな伸びとなっていない状況です。

そのため、その対応策として令和5年度から手話通訳者と要約筆記者の派遣に係る謝礼単価を引上げるなど待遇面の向上を図るとともに、手話通訳者養成講座の修了者による新たな派遣制度（準支援員派遣制度）を創設するなど事業の拡充に取り組んでいます。なお、各種「派遣事業」については、基本的にはこれまでの利用実績を勘案して必要量を見込みますが、手話通訳者派遣事業については、それに加えて準支援員による派遣実績を段階的に増やしていくよう見込みます。また、兵庫県と政令市、中核市の共同事業として令和5年度から開始した「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」についても同様に、利用件数が段階的に増えることを想定して必要量を見込みます。

「手話通訳者設置事業」については、現在、市役所本庁舎に2名の設置通訳者を配置していますが、今後はその役割等の再整理や南北保健福祉センター等での従事等も検討していく中で、引き続き4名の配置を見込みます。

各種「養成事業」については、本市では近年、手話通訳者養成講座のカリキュラム（課程）の内容や開催頻度、実施方法の拡充等に取り組むことで事業の充実を図っています。そのため、現在の実施内容や開催頻度を確保しつつ、養成講座修了者数と登録見込者数については、本計画の期間中もこれまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

意思疎通支援者の派遣事業については、今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる支援者を確保していく必要があるため、特に利用が多い手話通訳者と要約筆記者の派遣・養成事業を委託している「尼崎市聴力障害者福祉協会」と連携を図り、引き続き、両事業の安定的かつ継続的な実施と一層の周知、養成講座の受講促進、受講者の講座修了につなげるための支援等に取り組んでいきます。特に令和5年度から実施している準支援員派遣制度については、手話通訳者養成講座の修了者に対し、手話通訳の活動機会・場を提供することで統一試験合格に向けた技能や意欲の向上を図り、本市の支援者への登録を促すことを目的に実施することから、その推進にも努めています。

また、兵庫県とも連携を図りながら、引き続き、委託によるその他の意思疎通支援者の派遣・養成事業を実施するほか、「手話言語条例施策推進協議会」を定期的に開催して地域への効果的な手話の普及啓発の手法等について協議していくなど、これらの取組を着実に進めることで、意思疎通支援の体制の充実につなげていきます。

さらに、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理していく必要があるため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨等を踏まえた、本市の意思疎通支援体制のあり方等について検討を進めていきます。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実績値	1,078件/年	1,033件/年	1,044件/年
	計画値	1,178件/年	1,243件/年	1,311件/年
要約筆記者派遣事業	実績値	139件/年	107件/年	114件/年
	計画値	194件/年	195件/年	197件/年
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	実績値	0件/年	0件/年	5件/年
	計画値	20件/年	20件/年	20件/年
失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業	実績値	—	—	12件/年
	計画値	—	—	—
手話通訳者設置事業	実績値	2人	2人	2人
	計画値	4人	4人	4人
手話通訳者養成事業 (うち、登録見込者数)	実績値	20人 (1人)	23人 (1人)	21人 (1人)
	計画値	31人 (3人)	31人 (3人)	31人 (3人)
要約筆記者養成事業 (うち、登録見込者数)	実績値	2人 (1人)	6人 (5人)	6人 (4人)
	計画値	7人 (7人)	7人 (7人)	7人 (7人)
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 (うち、登録見込者数)	実績値	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)
	計画値	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (2人)

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (うち、登録見込者数)	実績値	1人 (1人)	2人 (2人)	1人 (1人)
	計画値	2人 (2人)	2人 (2人)	2人 (2人)

### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	1,094件/年	1,138件/年	1,198件/年
要約筆記者派遣事業	111件/年	108件/年	105件/年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	10件/年	10件/年	10件/年
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	32件/年	40件/年	48件/年
手話通訳者設置事業	4人	4人	4人
手話通訳者養成事業 (うち、登録見込者数)	31人 (1人)	31人 (2人)	31人 (2人)
要約筆記者養成事業 (うち、登録見込者数)	7人 (7人)	7人 (7人)	7人 (7人)
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 (うち、登録見込者数)	2人 (2人)	2人 (2人)	2人 (2人)
失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (うち、登録見込者数)	2人 (2人)	2人 (2人)	2人 (2人)

## (6) 日常生活用具給付等事業

### (必要量の見込み)

「日常生活用具給付等事業」については、各品目で給付件数の伸びに動きがあるものの、令和5年度から市場価格など実情にあわせた給付品目や公費負担限度額に整理するとともに、当事者団体との意見交換等を踏まえて、より当事者ニーズにあった新たな品目を追加するなど、希望者に対して一定の給付ができます。そのため、本計画の期間中もこれまでの給付実績を勘案して必要量を見込みます。

### (確保の方策)

在宅で生活している重度の障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、特に令和5年度から追加した新たな品目については、希望者に対して適切に給付できるよう制度の周知等に取り組んでいきます。また、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に確認や見直しを行っていきます。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	実績値 41件/年	31件/年	38件/年
	計画値 52件/年	57件/年	62件/年
自立生活支援用具	実績値 124件/年	81件/年	74件/年
	計画値 137件/年	146件/年	157件/年
在宅療養等支援用具	実績値 65件/年	78件/年	108件/年
	計画値 67件/年	68件/年	68件/年
情報・意思疎通支援用具	実績値 70件/年	74件/年	78件/年
	計画値 99件/年	105件/年	112件/年
排泄管理支援用具	実績値 11,468件/年	11,196件/年	12,378件/年
	計画値 10,682件/年	11,007件/年	11,342件/年
居宅生活動作補助用具	実績値 9件/年	11件/年	8件/年
	計画値 13件/年	14件/年	14件/年

## ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	37件/年	37件/年	36件/年
自立生活支援用具	71件/年	69件/年	66件/年
在宅療養等支援用具	120件/年	133件/年	148件/年
情報・意思疎通支援用具	74件/年	71件/年	68件/年
排泄管理支援用具	13,004件/年	13,663件/年	14,354件/年
居宅生活動作補助用具	7件/年	7件/年	6件/年

## (7) 移動支援事業

### (必要量の見込み)

「移動支援事業」については、平成29年10月から「移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」と新たな報酬区分（単価）での運用を開始していることや、「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」の増加等によって障害のある人の居場所等が確保されてきたこともあります。利用実績は従前からやや減少傾向にありました。それに加えて、今般の「新型コロナウイルス感染症」の影響も重なったことにより、令和3年度まで利用実績が落ち込んだ状況となりましたが、それ以降は回復（増加）傾向にあることや、令和5年5月から「新型コロナウイルス感染症」の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されたことも考慮して、本計画の期間中も現在の回復（増加）傾向が続くものとして必要量を見込みます。

### (確保の方策)

本市アンケート調査においては、18歳以上の障害のある人で、現在利用している福祉サービスとして『移動支援』と回答したのは3割程度と他のサービスよりも多く、また、外出の頻度として『週2日』以上の頻度で外出している人も5割以上いることから、「移動支援事業」については、依然として利用ニーズが非常に高いサービスであることが分かります。そのため、引き続き、安定的かつ継続的な事業運営に向けてガイドラインの周知と確実な運用に努め、当該基準に即した支給決定や適正なサービス提供につなげていきます。また、当該サービスの運用の検証等にあたっては、外出支援サービスという性質上、特に今般の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けたことも考慮し、今後の回復（増加）状況等も見据えながら、引き続き、その手法等について検討していきます。

### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実績値 255,766 時間/年 1,234 人/月	256,349 時間/年 1,241 人/月	267,324 時間/年 1,281 人/月
	計画値 315,636 時間/年 1,404 人/月	310,934 時間/年 1,383 人/月	306,301 時間/年 1,362 人/月

### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	273,351 時間/年	279,513 時間/年	285,815 時間/年
	1,305 人/月	1,329 人/月	1,354 人/月

## (8) 地域活動支援センター

### (必要量の見込み)

「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業所の増加に伴って障害のある人の日中活動の場も広がっていることから、新規での開設は見込んでおりませんが、当該センターから日中活動系サービスの事業所への移行ケースがあることや、令和3年12月に示された兵庫県の「行財政運営方針の見直し」により、小規模作業所に対する県の運営補助金が令和6年度末をもって廃止されることから、現在も市内で運営を継続している小規模作業所の地域活動支援センターへの移行も見据えて、本計画の期間中の必要量を見込みます。

### (確保の方策)

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めています。また、小規模作業所への対応にあたっては、利用者等の意向を尊重しながら、より最適な時期に円滑に移行できるよう努めています。

#### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター (市外のセンター)	実績値	25か所 (10か所)	25か所 (9か所)	23か所 (10か所)
		378人/年 (17人/年)	367人/年 (17人/年)	343人/年 (18人/年)
	計画値	25か所 (11か所)	25か所 (11か所)	25か所 (11か所)
		336人/年 (21人/年)	336人/年 (21人/年)	336人/年 (21人/年)

#### ■ 第7期計画における見込量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (市外のセンター)	23か所 (10か所)	25か所 (10か所)	25か所 (10か所)
	343人/年 (18人/年)	363人/年 (18人/年)	363人/年 (18人/年)

## (9) その他の事業

その他の任意事業として、「障害者安心生活支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」、「福祉ホーム事業」など各種の日常生活支援事業や、「自動車運転免許取得費助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「スポーツ大会開催事業」、「身体障害者福祉センター運営事業」など各種の社会参加事業を実施しています。

特に「日中一時支援事業」については、平成 29 年 6 月から事業所の指定基準や利用者の対象範囲の拡大、送迎加算の創設により事業の拡充を図ったことで、日中活動系サービス事業所の新規参入が進んできたこともあり、近年の利用実績は大幅な増加傾向にあります。

また、地域生活支援促進事業として、「障害者虐待防止対策事業」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施するほか、国が毎年度の事業メニューを定める特別支援事業にも積極的に取り組むことで、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指しています。

これらについては、実施状況や利用状況をみながら、手法等を工夫する中で事業を実施しています。

### □ 第6期計画における利用（実施）状況

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者安心生活支援事業	実績値 有	実績値 有	実績値 有
訪問入浴サービス事業	実績値 408 件/年	実績値 389 件/年	実績値 449 件/年
日中一時支援事業	実績値 7,044 件/年	実績値 7,803 件/年	実績値 8,918 件/年
自動車運転免許取得費助成事業	実績値 5 件/年	実績値 4 件/年	実績値 4 件/年
自動車改造費助成事業	実績値 7 件/年	実績値 1 件/年	実績値 3 件/年
障害者虐待防止対策事業	実績値 有	実績値 有	実績値 有
医療的ケア児等総合支援事業(※)	実績値 有	実績値 有	実績値 有
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	実績値 有	実績値 有	実績値 有

※医療的ケア児等総合支援事業については、令和5年度からこども家庭庁が所管する「児童虐待防止対策等総合支援事業」に移行している。

## 6 適切なサービス提供のための方策

---

### (1) サービス給付の適正化に向けた取組

障害のある人の在宅生活を直接的に支援する訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業など）については、担い手となるサービス提供事業所が市内に一定確保されていることから、第6期計画期間中の支給実績も高い水準で維持できている状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心・安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、本市では自立支援協議会において協議を重ね、障害福祉サービスと移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を作成・運用し、基準に即した支給決定によって、利用者の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。

引き続き、利用者や事業所へのガイドラインの周知と着実な運用に努めるとともに、近年、新規参入の事業所が大きく増加している施設サービス（就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助など）についても、それぞれのサービスの利用状況等を注視し、各指定事業所のネットワーク会議等も活用しながら、今後も事業所の指導監査や請求審査の結果等を共有するための体制や取組の充実に努めていくことで、障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

## (2) 非常事態発生時におけるサービス継続に向けた取組

障害のある人やその家族等の生活を支えるために必要な障害福祉サービス等については、地震・風水害等の災害時や新型インフルエンザ等の感染症の流行・蔓延時など、非常事態が発生した時であっても、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが重要です。

そのため、本市ではこれまで国の大災害関連通知に基づきながら、非常事態発生時には、サービス事業所等が定員を超過して利用者を受け入れた場合や人員配置・施設設備の基準を満たさない場合のサービス提供・継続を認めるなど、柔軟な対応とその周知に取り組むほか、人工呼吸器等を使用する重度の障害のある人や医療的ケア児へ個別に連絡するなどして、生活の維持に必要な支援等を聞き取り、適宜その対応にあたっています。

また、今般の「新型コロナウイルス感染症」の流行による影響下においては、これらの対応に取り組むことに加え、サービス提供に対する影響をできる限り小さくすることが重要となるため、国の関連通知に基づきながら、利用者の居宅への訪問による代替サービスの提供など臨時の取扱いを認めるほか、国の緊急経済対策関係の予算を活用して、サービス事業所等における衛生用品の確保や事業運営の継続に必要となる各種経費を助成するなど、サービス継続に向けた様々な取組や事業を実施してきました。

今後も、このような非常事態発生時においては、国や兵庫県との連携の下、柔軟かつ迅速な対応に努めるとともに、地域のサービス事業所等とも協力しながら、サービス継続に必要な体制の維持・確保に取り組んでいきます。

# 第3章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画等は、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域とのかかわりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指す総合的な計画です。本計画等における各種施策の推進や障害福祉サービス等の提供の確保にあたっては、府内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障害者施策を推進するうえで、専門機関との連携・協力は、必要不可欠なものとなっています。あわせて、障害のある人の地域生活を支援していくうえで、当事者団体や特定非営利活動法人（NPO）、地域の事業者、ボランティア団体、住民も行政の大切なパートナーです。引き続き、必要かつ十分な連携を図っていくとともに、本市の市政出前講座や指定事業所のネットワーク会議等を通じて、情報の共有を目指していきます。

さらに、障害者施策を検討・実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障害のある人やその家族等のニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画等の推進に取り組んでいきます。

## 2 財源等の確保

本計画等における各種施策の推進や障害福祉サービス等の提供の確保にあたっては、財源や担い手となる福祉人材の確保が大きな課題となります。

本市財政が依然として厳しい状況にある中、国の障害者施策においては、今後も制度改正等が予定されているため、適切かつ持続可能な取組を進めるために、本市事業の実施や福祉人材の確保も含めた必要な体制整備等については、その優先度等も踏まえた十分な検討を行っていくことが必要と考えます。

障害のある人に対する障害福祉サービス等に係る基盤整備や制度改正等に要する財源については、本来、国の責任において講じられるべきと考えます。また、障害福祉サービス等の提供に要する財源についても、自治体負担が増加する部分に対しては確実な財源措置が行われるよう、引き続き、国に対して必要な要望を行うとともに、兵庫県に対しても補助制度等の継続的な支援を求めていきます。

### 3 計画の評価・検討

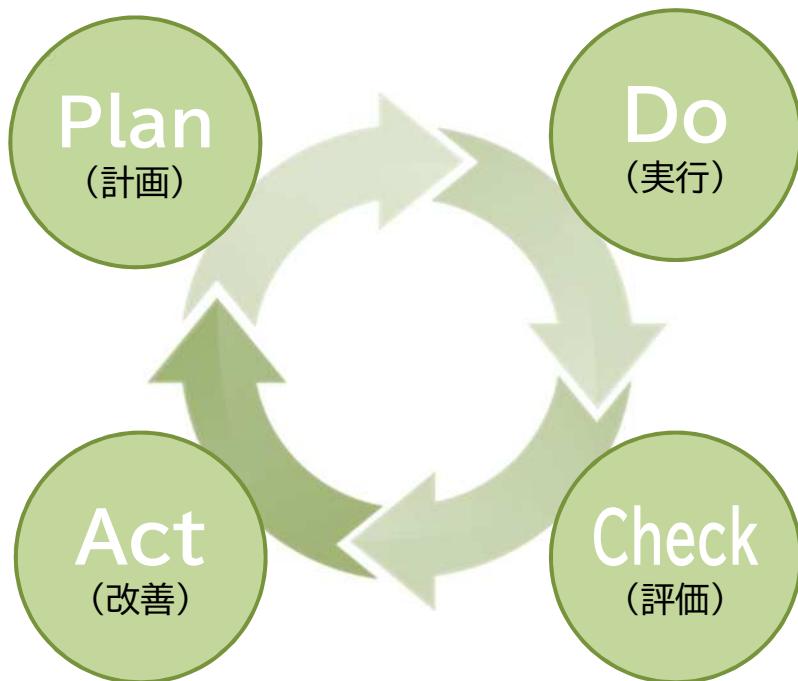
---

#### (1) 進捗管理と評価の考え方

本計画等の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

また、本計画等の達成を推し量るために、策定にあたっては、目指すべき「基本理念」の下に3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付け、各基本施策に「施策目標」と「主な活動指標」を設定しています。引き続き、この施策目標と活動指標の進捗状況を把握していくことで計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、目標設定や必要見込量等の進捗状況を把握していきます。



## (2) 第4期計画の施策目標・活動指標一覧（令和3年度～令和8年度）

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標（R8）		
1 で身近な環境づくり受け、すことが 必要な地域支援を暮らすこと	1 保健・医療	退院促進・地域移行支援に関する相談回(人)数  ※『重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数』から変更	(現状) 333回 143人  ⇒  (目標) 370回 190人	医療、リハビリテーション  精神保健に対する施策  難病等に対する施策  障害の原因となる疾病の予防・支援等	
		サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成率	(現状) 70.8%	障害福祉サービス等  相談支援体制	
2 で生きる環境づくり持つて、暮らすこと がいい環境づくり暮らすこと	3 療育・教育	障害児通所支援事業所と通学先、支援機関との連携状況	(現状) 66.4%	療育  インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育  こころの教育・支援	
		障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	(現状) 16回  ⇒  (目標) 25回	雇用機会  多様な就労	
	5 生活環境、移動・交通	市内のグループホームの定員数	(現状) 453人  ⇒  (目標) 700人	生活環境  移動環境	
		身体障害者福祉センターと身体障害者福祉社会館の利用者数	(現状) 28,742人  ⇒  (目標) 41,848人	生涯学習活動 (スポーツ・文化芸術・地域交流)	
3 で安心して暮らすこと ができる環境づくり暮らすこと	7 安全・安心	災害時に避難する場所の認知度	(現状) 58.2%	防災対策  防犯対策、消費者保護	
		障害者差別解消法の認知度	(現状) 14.0%	権利擁護  理解・啓発活動と差別解消	
	9 情報・コミュニケーション、行政等における配慮	市役所からの情報の取得状況	(現状) 55.3%	情報の利活用のしやすさとコミュニケーション支援  行政サービス等における配慮	

各基本施策における詳細な進捗管理については『評価・管理シート』を作成（公表）しています。

	主な活動指標	令和元年度	方向性	令和4年度
➡	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	6,106 件	→	6,219 件
	障害者（児）医療費の助成件数	370,095 件	→	361,102 件
	重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数(障害者（児）医療費へ統合)	664 件	↗	—
	退院促進・地域移行支援に関する相談回（人）数	333 回	↗	232 回
		143 人	↗	142 人
	難病相談会・交流会活動の参加者数	347 人	↗	316 人
➡	乳幼児健康診査の受診率	96.6%	↗	97.2%
	特定健康診査の受診率	31.4%	↗	31.3%
➡	(第6期尼崎市障害福祉計画において活動指標を設定)	—	—	—
	サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率	70.8%	↗	77.7%
➡	障害児保育研修の参加者数	618 人	↗	420 人
	障害児通所支援事業所と通学先、支援機関との連携状況	66.4%	↗	63.0%*
	子どもの育ち支援センター（いくしあ）における発達相談・診察件数	387 件	↗	903 件
	「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	3,263 件	↗	2,694 件
	特別支援ボランティアの配置数	131 人	↗	155 人
	巡回相談の実施件数	46 件	↗	101 件
➡	社会福祉施設における「トライやる・ウィーク」の実施件数	87 件	→	60 件
	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりを通じた就労者数	31 人	↗	20 人
➡	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	16 回	↗	26 回
	市内のグループホームの定員数	453 人	↗	622 人
➡	乗合自動車（バス）特別乗車証の利用回数	1,830,660回	→	1,614,352回
	福祉タクシー利用料の助成件数	60,270 件	→	38,897 件
➡	リフト付自動車の派遣件数	13,502 件	→	13,171 件
	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	28,742 人	↗	18,399 人
➡	生涯学習活動の実施状況	17.4%	↗	14.6%*
	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	1,213 人	↗	中止
➡	防災マップの作成地域数	70 か所	↗	72 か所
	福祉避難所の指定数	36 か所	↗	45 か所
	災害時に避難する場所の認知度	58.2%	↗	53.6%*
	犯罪対策や消費者保護に関する講座等の開催回数	36 回	↗	20 回
➡	成年後見制度の認知度	28.0%	↗	23.6%*
	障害者虐待の通報先の認知度	31.8%	↗	28.9%*
	障害者差別解消法の認知度	14.0%	↗	13.7%*
	障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	13 回	↗	36 回
	ふれあい学級への参加者数	193 人	→	313 人
➡	市役所からの情報の取得状況	55.3%	↗	47.7%*
	市民向け手話啓発講座の参加者数	30 人	↗	77 人
	点字・録音図書の利用者数	4,476 人	→	3,048 人
	職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況	51.0%	↘	10.5%

注：「\*」のデータは、令和5年度（令和5年11月）のアンケート調査結果報告の数値。

## 資料編

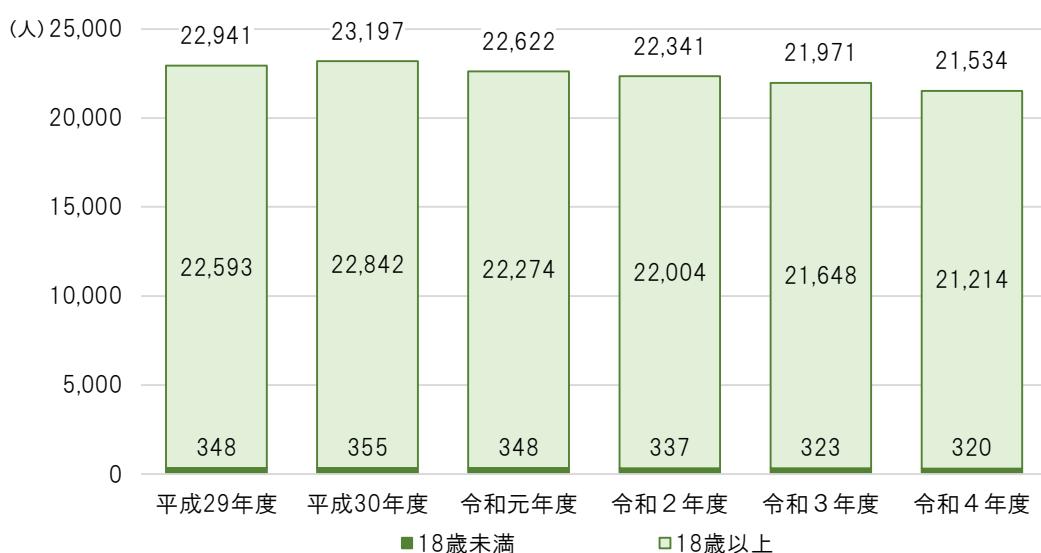
### 1 障害者手帳所持者数

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

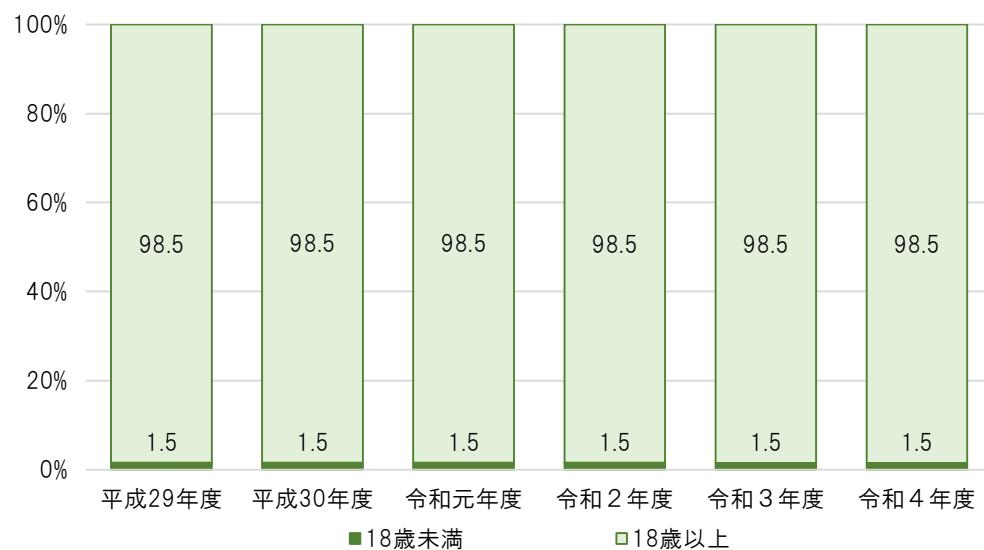
本市における身体障害者手帳所持者数は、平成30年度からやや減少傾向となっており、令和4年度では21,534人となっています。

年齢別にみると、令和4年度で18歳以上が21,214人と総数の98.5%を占めています。18歳未満については320人で総数の1.5%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



■身体障害者手帳所持者年齢構成比の推移

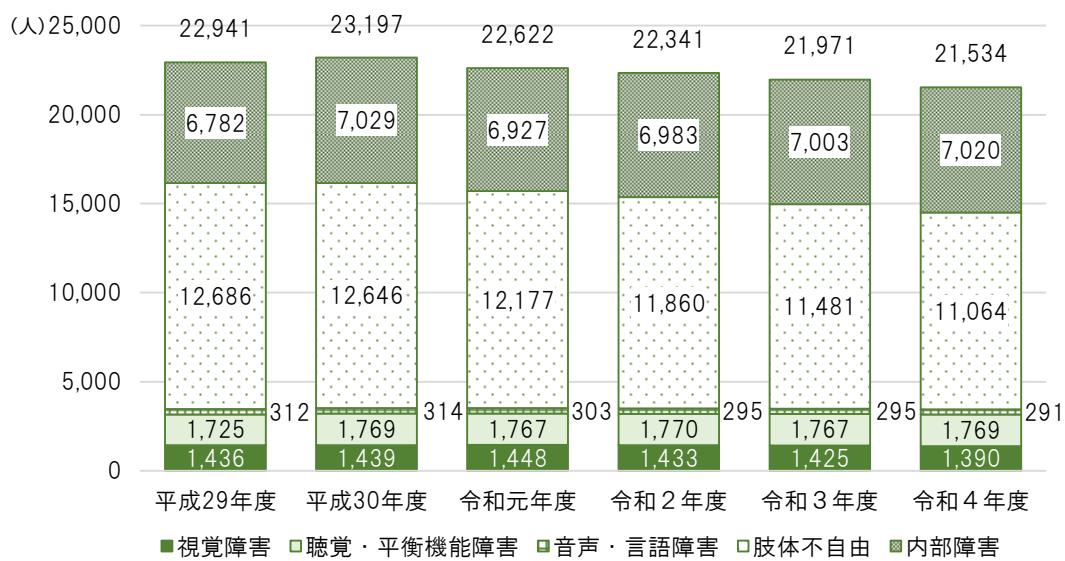


資料：各年度3月末現在

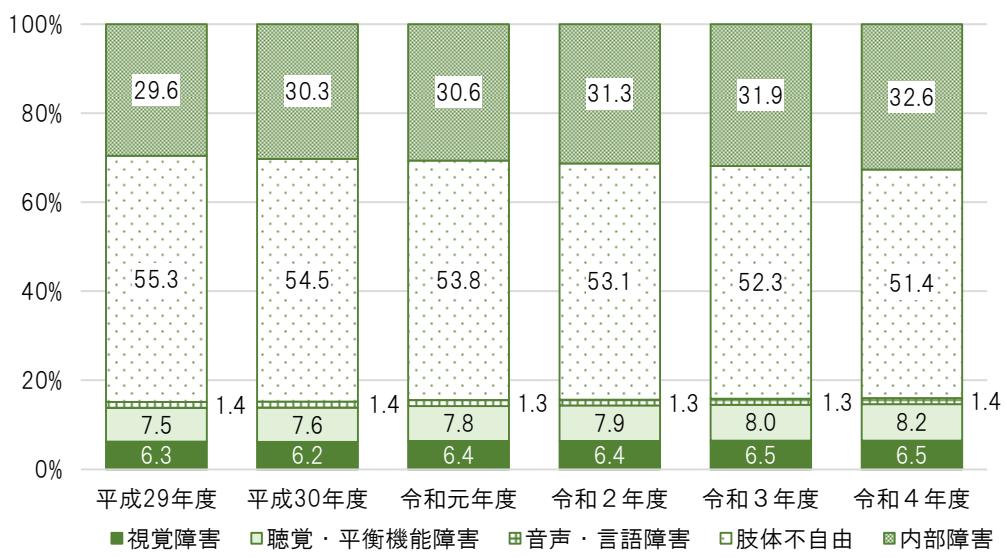
障害の種類別にみると、各年度とも「肢体不自由」が多く、令和4年度で11,064人と総数の51.4%を占めています。

その他では、令和4年度は「内部障害」が7,020人、「聴覚・平衡機能障害」が1,769人、「視覚障害」が1,390人、「音声・言語障害」が291人となっています。障害の種類別構成比をみると、「内部障害」については平成29年度から令和4年度にかけて増加しており、令和4年度では32.6%となっています。

#### ■身体障害者の障害種類



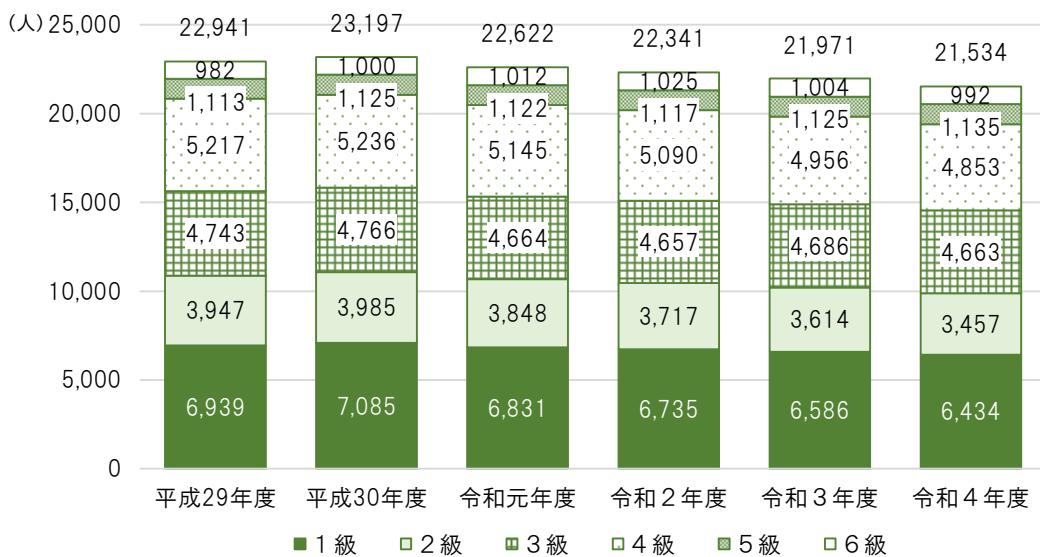
#### ■身体障害者の障害の種類別構成比



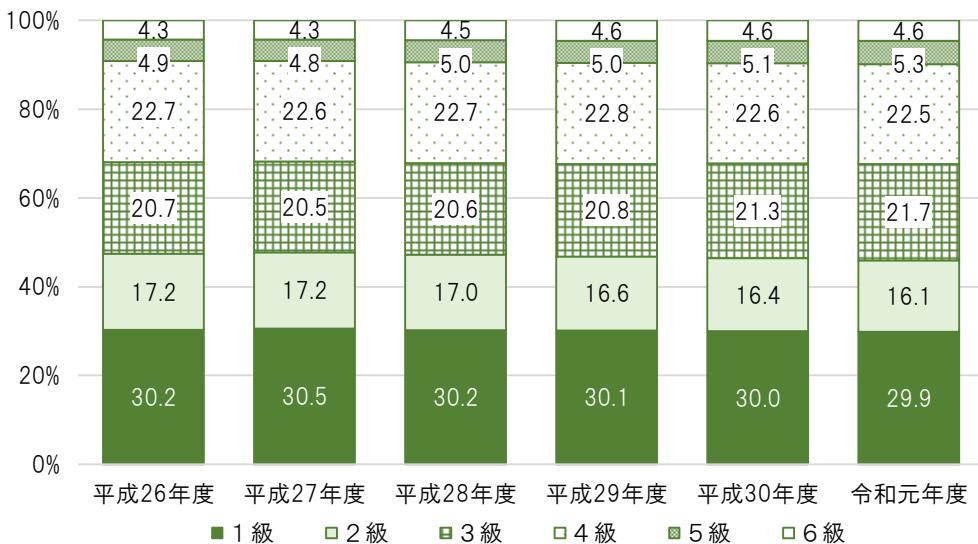
資料：各年度3月末現在

障害の等級別にみると、各年度とも「1級」が多く、令和4年度で6,434人と総数の29.9%を占めています。

#### ■身体障害者の等級



#### ■身体障害者の等級別構成比



資料：各年度3月末現在

## (2) 療育手帳所持者の状況

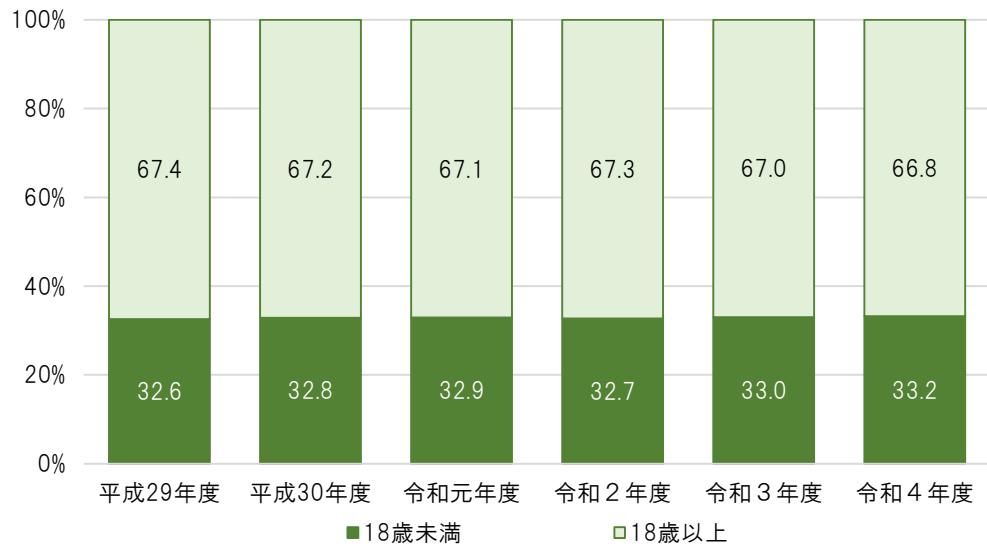
本市における療育手帳所持者数は、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて増加しており、令和 4 年度では 6,117 人と平成 29 年度より 1,284 人増加しています。

年齢別にみると、令和 4 年度で 18 歳以上が 4,086 人と総数の 66.8% を占めています。18 歳未満については 2,031 人で総数の 33.2% となっています。

■療育手帳の所持者数



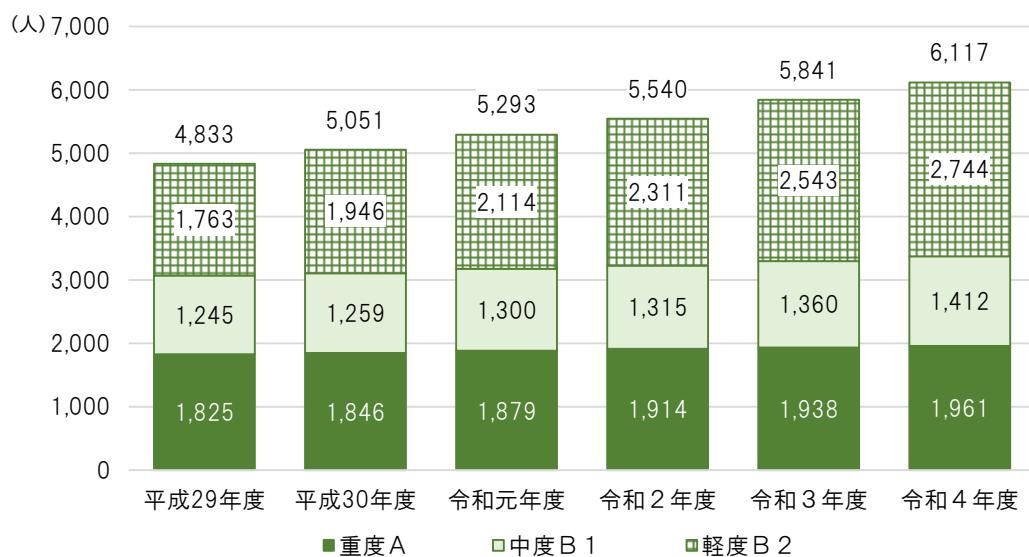
■療育手帳の年齢別構成比



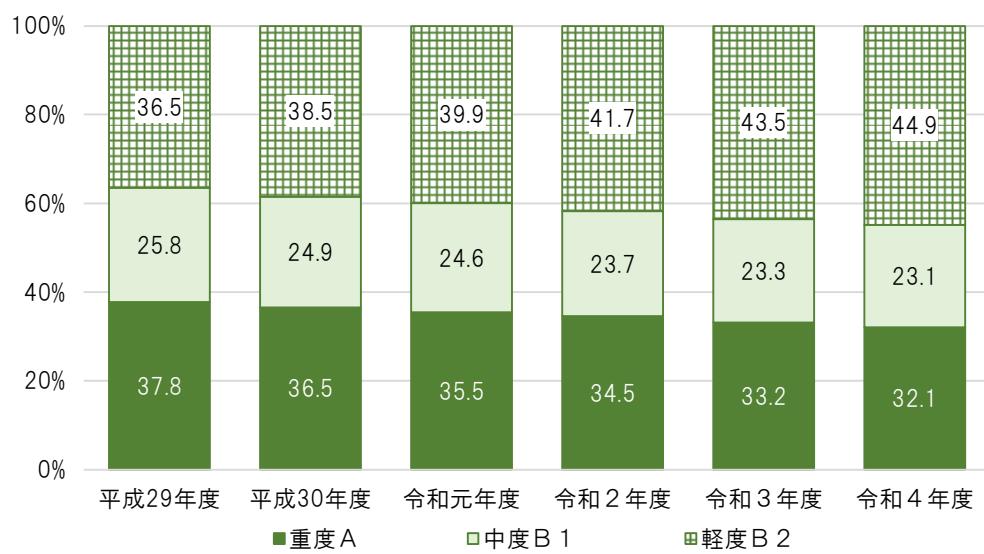
資料：各年度3月末現在

判定別にみると、いずれの判定も平成29年度から令和4年度にかけて増加しており、令和4年度では「重度A」が1,961人、「中度B1」が1,412人、「軽度B2」が2,744人となっています。判定別構成比をみると、特に「軽度B2」が増加傾向にあります。

### ■療育手帳の判定



### ■療育手帳の判定別構成比



資料：各年度3月末現在

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

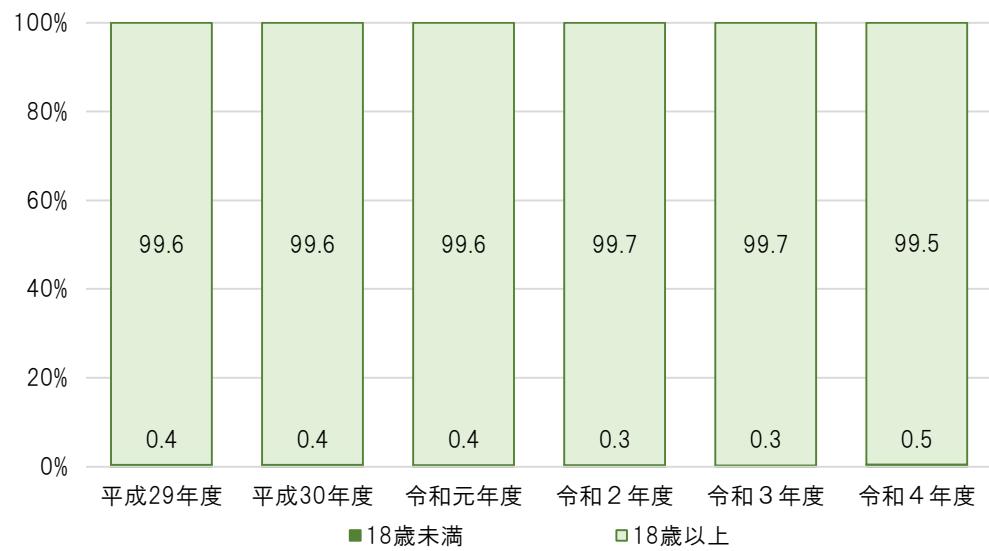
本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度から令和4年度にかけて増加しており、令和4年度では5,804人と平成29年度より1,126人増加しています。

年齢別にみると、令和4年度で18歳以上が5,776人と総数の99.5%を占めています。18歳未満については28人で総数の0.5%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者数



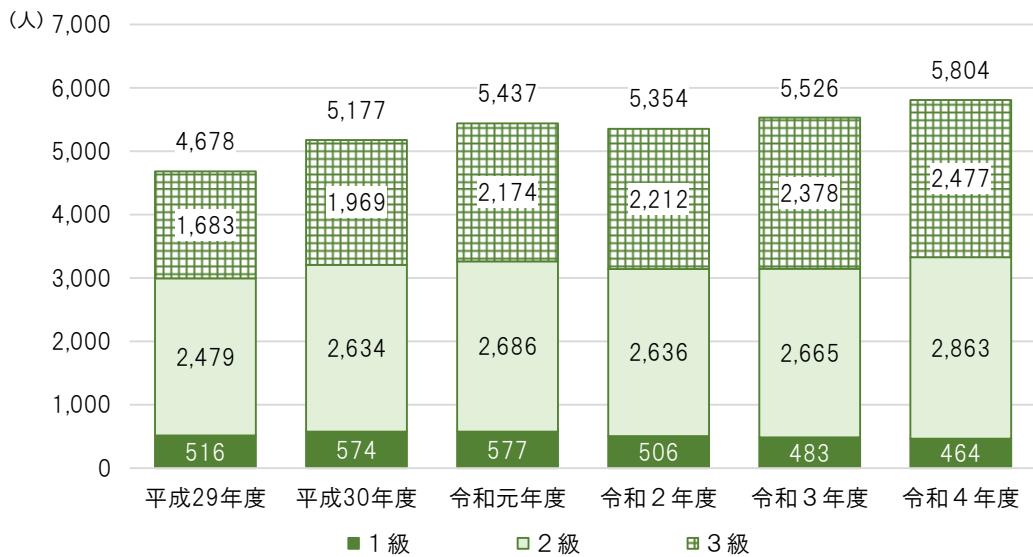
■精神障害者保健福祉手帳の年齢別構成比



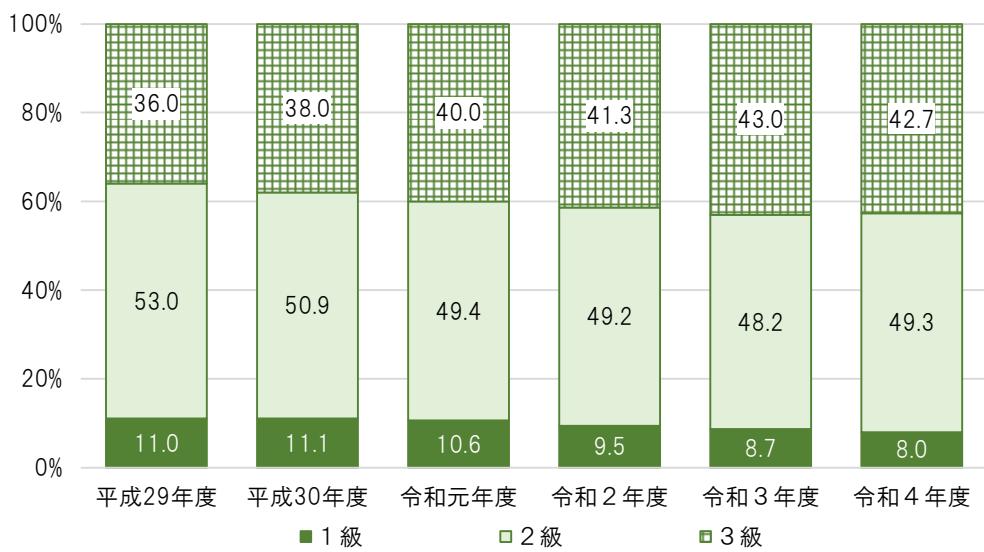
資料：各年度3月末現在

等級別にみると、「2級」と「3級」は、平成29年度から令和4年度にかけて増加しており、令和4年度では「2級」が2,863人、「3級」が2,477人となっています。等級別構成比をみると、特に「3級」が増加傾向にあります。

#### ■精神障害者保健福祉手帳の等級



#### ■精神障害者保健福祉手帳の等級別構成比



資料：各年度3月末現在

## 2 難病患者の状況

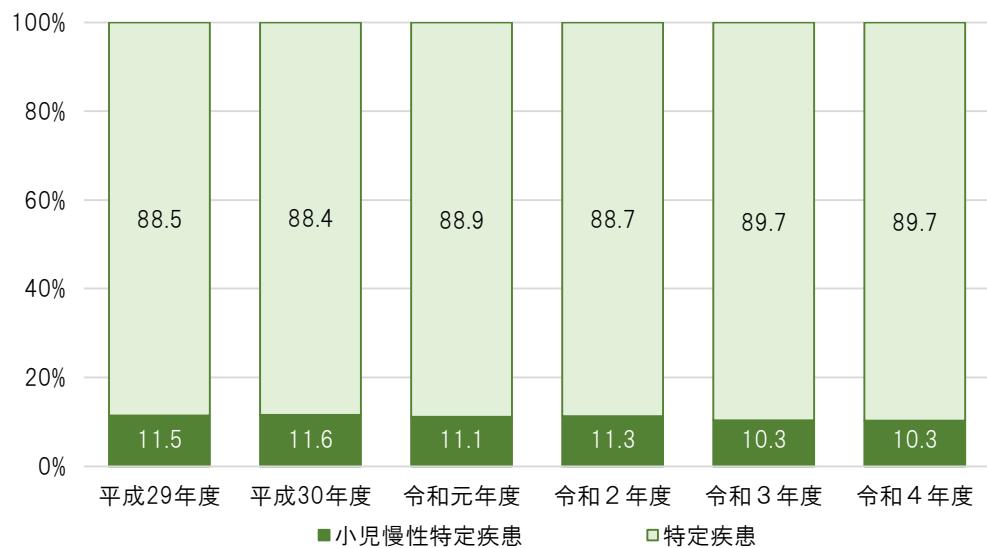
本市における難病患者数は、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて増加傾向にあり、令和 4 年度では 4,513 人と平成 29 年度より 856 人増加しています。

また、疾患別構成比をみると、令和 4 年度で「特定疾患」が 4,050 人と総数の 89.7% を占めています。「小児慢性特定疾患」については 463 人で総数の 10.3% となっています。

■難病患者数



■難病患者の疾患別構成比



資料：各年度3月末現在

### 3 障害のある人にかかる現状

#### (1) アンケート調査の概要

この調査は、令和6年度からの本市障害福祉計画の改定および本市障害者計画の中間評価のための基礎資料とするほか、今後の障害者施策を進めるにあたっての参考とするため、市内在住の障害のある方を対象に、普段の生活の様子や福祉サービスの利用状況等について、調査を実施しました。

##### «調査対象者»

令和5年4月末現在において、本市の身体障害者手帳所持者・難病患者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、手帳所持者※1については、幅広い年齢層からの回答を得るために、障害種別や年齢層ごとの人数割合を設定した上で、全対象者からの無作為抽出を行いました。

身体障害のある人	18歳以上の身体障害者手帳所持者	3,000人
難病の人	18歳以上の難病患者※2	80人
知的障害のある人	18歳以上の療育手帳所持者	1,350人
精神障害のある人	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	1,900人
障害のある子ども	18歳未満の障害者手帳所持者	1,170人
	18歳未満の障害児通所支援等のサービス利用者※3	
合 計		7,500人

※1：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の総称を「障害者手帳」と表記している。

※2：18歳以上の難病患者は、特定医療費助成の対象者のうち手帳所持者やサービス利用者から抽出している。

※3：18歳未満の障害児通所支援等のサービス利用者は、障害者手帳の未所持の方を対象としている。

##### «調査期間»

令和5年6月16日（金）～令和5年7月7日（金）

##### «回収数・回収率»

調査数（配布数）	回収数	有効回収率
7,500	3,013	40.2%

#### (2) アンケート調査の結果

調査結果については、関連する設問の結果を第2章「障害福祉計画」の障害福祉サービス等の確保の方策に記載しています。

その他の結果は、「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査結果報告書（令和5年11月）」を市のホームページに掲載しているので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】（市報ID：1035613）

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si\\_kangae/si\\_keikaku/04syogaikeikaku/1035613.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/04syogaikeikaku/1035613.html)

## 4 障害児通所支援の利用状況

---

### (1) アンケート調査の概要

この調査は、令和6年度からの本市障害福祉計画の改定の基礎資料とするほか、今後の障害者施策を進めるにあたっての参考とするため、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）を利用されている子どもの保護者を対象に、利用に至った経緯や利用状況、満足度、今後の意向等について、調査を実施しました。

#### «調査対象者»

調査実施時点において、市内事業所における『障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）を利用している子どもの保護者（※）』を対象に調査を行いました。

※ 本市が支給決定している子どもの保護者。

#### «調査期間»

令和5年9月15日（金）～令和5年10月2日（月）

#### «回収数・回収率»

保護者回答数：616人（サービス利用の子どもの数：704人）

### (2) アンケート調査の結果

調査結果については、関連する設問の結果を第2章「障害福祉計画」の障害福祉サービス等の確保の方策に記載しています。

その他の結果は、「障害児通所支援の利用に関するアンケート調査結果報告書（令和5年12月）」を市のホームページに掲載しているので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】（市報ID：1035615）

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si\\_kangae/si\\_keikaku/04syogaikeikaku/1035615.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/04syogaikeikaku/1035615.html)

## 5 関係条例等

### (1) 尼崎市民の福祉に関する条例

昭和58年3月31日

条例第9号

改正 平成14年3月1日条例第1号

平成20年12月25日条例第37号

平成25年3月7日条例第18号

令和2年12月25日条例第46号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民生活の基盤の確立（第6条—第10条）

第3章 市民生活と福祉活動（第11条—第14条）

第4章 福祉推進体制（第15条—第17条）

第5章 雜則（第18条）

##### 付則

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （この条例の目的）

第1条 この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

##### （市民福祉の基本目標）

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保さ

れなければならない。

- 2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。
- 3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。
- 4 すべて市民は、青壯年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。
- 5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

#### (市、事業者及び市民の責務)

- 第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。
- 2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たつては、市民福祉の向上に努めなければならない。
  - 3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

#### (国及び県に対する要請)

- 第5条 市は、常に市民の生活実態の把握に努め、その安定が損なわれることのないように、社会保障制度、雇用政策等市民の生活にかかわる国又は県の制度又は施策について、必要に応じ、その改善及び充実を要請するものとする。

## 第2章 市民生活の基盤の確立

#### (健康づくり)

- 第6条 市民の健康は、自らの健康に対する自覚をもとにして、地域保健に関する体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、増進されなければならない。
- 2 市民は、自らの健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期回復に努めなければならない。
  - 3 市長は、関係機関と連携して、市民の健康づくりについて、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
    - (1) 地域保健体制の計画的な整備に関すること。
    - (2) 健康教育の実施に関すること。
    - (3) 救急医療体制の整備に関すること。
    - (4) スポーツ活動等の奨励に関すること。
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりについて必要と認められること。

#### (生涯教育)

- 第7条 市民は、自立の気風を養うとともに、人格の完成をめざし、生涯にわたり、自ら学習と自己啓発に努めなければならない。
- 2 市長及び教育委員会は、市民の生涯教育について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
    - (1) 市民が学習し、かつ、その成果を発表できる施設の整備に関すること。
    - (2) 自主的な教育活動の啓発に関すること。
    - (3) 地域社会における指導者の養成に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民の生涯教育について必要と認められること。

(住生活)

第8条 市民は、適正な負担により、快適な住生活が確保されなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の快適な住生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 公的住宅の整備に関すること。

(2) 住環境の整備に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の快適な住生活の確保について必要と認められること。

(勤労生活)

第9条 市民は、自らの能力の開発と発揮をもとにして、就労の機会が確保され、勤労等その主体的努力により、生活の安定と向上に努めなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の就労の機会の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 産業の振興等雇用の拡大に関すること。

(2) 職業訓練、雇用の促進等雇用環境の整備に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の就労の機会の確保について必要と認められること。

(消費生活)

第10条 市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関すること。

(2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められること。

### 第3章 市民生活と福祉活動

(家庭生活)

第11条 市民は、家族員による相互の扶助と家庭機能を尊重することにより、良好な家庭生活の維持、向上に努めなければならない。

2 市長又は教育委員会は、市民が良好な家庭生活を維持するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 育児相談等児童の健全な育成に関すること。

(2) 寝たきり老人又は心身に障害のある者の在宅する家庭、母子家庭、父子家庭等に対する援護に関すること。

(3) 家庭福祉に必要な情報の提供に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民が良好な家庭生活を維持するため必要と認められること。

(地域生活)

第12条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、地域生活を通じて、相互の理解を深め、その役割を分担することにより、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、良好な地域社会を形成するため、地域福祉の拠点となる市民施設の整備そ

の他必要な施策を行うものとする。

(福祉活動)

第13条 市民は、市民福祉を理解し、福祉活動を実践するための福祉教育を通じて、福祉意識の高揚に努めるとともに、近隣、地域、職域等の地域生活を通じて、福祉活動に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、市民の福祉活動の促進を図るため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) コミュニティ活動及びボランティア活動の育成に関すること。

(2) 福祉教育に関すること。

(3) 福祉活動に必要な情報の提供等に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉活動の促進を図るため必要と認められること。

第14条 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を行うことができる施設(以下「施設」という。)の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)は、市民福祉の向上のため、施設を市民の利用に供するように努めるものとする。

2 市長は、設置者等から、施設を市民の利用に供する旨の申出があつた場合は、必要に応じ、施設を市民の利用に供するものとする。

#### 第4章 福祉推進体制

(福祉施策基本方針の策定等)

第15条 市長は、経済的、社会的及び文化的条件を配慮し、市民福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「福祉施策基本方針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、福祉施策基本方針を定めたときは、その概要を公表するものとする。

(尼崎市社会保障審議会)

第16条 別に定めるものを除くほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項その他市民の社会保障及び社会福祉に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員35人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 市民の代表者

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例37・平25条例18・令2条例46・一部改正)

(市民福祉振興基金)

第17条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、尼崎市民福祉振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 市民等が基金への積立てを指定した寄付金額

(2) 市の積立金額

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適當と認める寄付金額
- 3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するための経費に充てる。
- 4 前項の目的に支出してなお剰余金があるときは、これを基金に編入することができる。
- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。
- 6 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 7 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(平14条例1・一部改正)

## 第5章 雜則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(尼崎市社会保障審議会条例の廃止)

- 2 尼崎市社会保障審議会条例(昭和30年尼崎市条例第25号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に尼崎市社会保障審議会条例第2条第2項の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例第16条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。

### 付 則 (平成14年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 付 則 (平成20年12月25日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第45号)
- (2) 尼崎市障害者福祉等推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第47号)
- (3) 尼崎市児童環境づくり推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第48号)

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の尼崎市民の福祉に関する条例第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会の委員の任期は、その委嘱の期間にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

### 付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月25日条例第46号)  
この条例は、令和3年6月27日から施行する。

## (2) 尼崎市社会保障審議会規則

平成21年3月26日

規則第17号

改正 平成25年3月27日規則第7号

平成26年3月31日規則第13号

平成27年3月31日規則第18号

令和4年3月31日規則第29号

尼崎市社会保障審議会規則(昭和58年尼崎市規則第28号)の全部を改正する。

### (この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市民の福祉に関する条例(昭和58年尼崎市条例第9号。以下「条例」という。)第16条第6項の規定に基づき、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第3条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

### (会議)

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (専門分科会)

第5条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条の規定により審議会に置かれる専門分科会は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域福祉専門分科会 地域福祉の推進に関する事項
  - (2) 障害者福祉等専門分科会 障害者の保健福祉に関する事項
  - (3) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
  - (4) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- 2 専門分科会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第2条第1項の規定

によるほか、委員長が指名する委員で組織する。

- 3 前項の委員のほか、専門分科会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)として、専門委員を置くことができる。
- 4 専門分科会に会長及び副会長を置く。
- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。
- 6 第2条第2項から第4項まで、第3条第1項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、第2条第2項及び前条中「委員の」とあるのは、「当該専門分科会に属する委員(専門委員を含む。)の」と読み替えるものとする。

(平25規則7・平26規則13・平27規則18・一部改正)

#### (審査部会)

第6条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉等専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、専門委員を置くことができる。
- 3 審査部会に、部会長及び副部会長を置き、当該審査部会に属する委員(専門委員を含む。)のうちから、部会長は障害者福祉等専門分科会の会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 4 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条第2項並びに前条第5項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第4条第2項中「委員の」とあるのは、「審査部会に属する委員(専門委員を含む。)の」と読み替えるものとする。

(平26規則13・一部改正)

#### (地域包括支援センター運営部会)

第7条 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として、高齢者保健福祉専門分科会(以下「高齢者分科会」という。)に地域包括支援センター運営部会(以下「センター運営部会」という。)を置く。

- 2 センター運営部会は、高齢者分科会の会長が指名する高齢者分科会に属する委員(第5条第3項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。)で組織する。
- 3 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、センター運営部会について準用する。この場合において、第4条中「委員の」とあるのは「センター運営部会に属する委員(専門委員を含む。)の」と、前条第3項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

(平26規則13・追加、平27規則18・旧第6条の2繰下・一部改正)

#### (部会)

第8条 専門分科会及びセンター運営部会(以下「専門分科会等」という。)は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会(審査部会及びセンター運営部会を除く。以下この条及び第11条において同じ。)を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員(専門委員(第6条第2項の規定により審査部会に置かれた専門委員を除く。)を含む。以下この項及び第4項において同じ。)は、当該部会が置かれた専門分科会等に属する委員のうちから当該専門分科会等の会長が指名する。
- 3 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くこ

とができる。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから、部会長は当該部会が置かれた専門分科会等の会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、部会について準用する。

(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第7条繰下・一部改正、令4規則29・旧第9条繰上・一部改正)

#### (小委員会)

第9条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 前項の委員のほか、小委員会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。

4 小委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員長をもって充て、副座長は小委員会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから委員長が指名する。

5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、小委員会について準用する。

(平27規則18・旧第8条繰下・一部改正、令4規則29・旧第10条繰上)

#### (専門委員及び特別委員)

第10条 専門委員は、条例第16条第3項各号に掲げる者のうちから、市長が委員長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

2 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 前2項の規定は、特別委員について準用する。

(平27規則18・旧第9条繰下、令4規則29・旧第11条繰上)

#### (意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会等、審査部会、部会及び小委員会は、必要があると認めるときは、それぞれその属する委員(専門委員及び特別委員を含む。)以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第10条繰下・一部改正、令4規則29・旧第12条繰上)

#### (委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平27規則18・旧第11条繰下・一部改正、令4規則29・旧第13条繰上)

### 付 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### (招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 最初に招集される専門分科会は、第5条第6項において準用する第3条第1項の規定にかかわらず、

それぞれ、委員長が招集する。

付 則(平成25年3月27日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に尼崎市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(以下「運営協議会要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、この規則による改正後の尼崎市社会保障審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第6条の2第1項の規定により置かれた地域包括支援センター運営部会(以下「センター運営部会」という。)とみなす。

3 前項の規定は、この規則の施行の際現に尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(以下「運営委員会要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)について準用する。この場合において、同項中「第6条の2第1項」とあるのは「第6条の3第1項」と、「地域包括支援センター運営部会」とあるのは「地域密着型サービス運営部会」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と読み替えるものとする。

4 この規則の施行の際現に運営協議会要綱の規定により運営協議会の委員として委嘱されている者(以下「運営協議会委員」という。)で、尼崎市社会保障審議会規則第5条第1項第3号に掲げる専門分科会(以下「高齢者分科会」という。)の委員(改正後の規則第5条第3項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。以下「高齢者分科会委員」という。)であるものは、センター運営部会の委員として委嘱された者とみなす。

5 運営協議会委員で高齢者分科会委員である者以外のものは、尼崎市社会保障審議会規則第9条第1項の規定によりセンター運営部会の専門委員(改正後の規則第6条の2第3項において準用する尼崎市社会保障審議会規則第6条第2項の規定により置かれた専門委員をいう。)として委嘱された者とみなす。

6 前2項の規定は、この規則の施行の際現に運営委員会要綱の規定により運営委員会の委員に充てられている者について準用する。この場合において、付則第4項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、前項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、「第6条の2第3項」とあるのは「第6条の3第2項」と読み替えるものとする。

付 則(平成27年3月31日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年3月31日規則第29号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (3) 尼崎市手話言語条例

平成29年12月26日

条例第32号

言語は、人ととの意思疎通に使用されるだけでなく、知識を蓄え、これを伝達し、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩に大きく貢献してきました。また、言語は、人間が個性を形成する上での重要な要素の一つであるため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使用し、学び、伝える権利が保障されなければなりません。

手話は、手指や身体の動きと表情を使って表現する視覚言語です。しかし、音声言語とは異なり、かつてろう学校において事実上手話の使用が禁止されていたことや、社会での手話に対する偏見があつたことなどから、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったという、ろう者にとっては苦難の歴史がありました。

現在の社会においても、いまだ一般に手話と接する機会は少なく、教育現場や災害発生時などの様々な場面において、ろう者が意思疎通を図り、必要な情報を取得することができる環境が十分に整備されているとはいはず、また、手話やろう者に対する理解も深まっているとはいえません。

このような状況の中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、全ての国民が、障害がある人もない人も平等に生活することができる社会の実現を目指すことが求められています。

このため、私たちは、手話が音声言語と同様に重要な役割を担っていることを認識し、手話とろう者に対する理解を深めるための取組を積極的に進めていかなければなりません。

ここに、私たちは、誰もが自らの言語で意思疎通を図り、必要な情報を取得することができることによって安心して暮らすことができるよう、地域で支え合い、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

#### (この条例の目的)

第1条 この条例は、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及(以下「手話に対する理解等」という。)の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に対する理解等の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)の基本的事項を定めることにより、促進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害があり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(5) 手話通訳者 手話によりろう者とその他の者との意思疎通を仲介する者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

2 手話に対する理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民等が共生することができる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、促進施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定等)

第7条 市は、促進施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解が深められ、並びに手話を普及させるための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

2 市長は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により策定する計画(市における障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)において、当該施策に関する事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項各号に掲げる施策の実施の状況等について、次の各号に掲げる者の意見を聞くものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) ろう者
- (3) 手話通訳者
- (4) 市民(ろう者を除く。)又は事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保等)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等によ

り、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、市職員が手話及びろう者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

(手話を使用した情報発信)

第9条 市は、手話を使用して市政に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会委員名簿

(敬称略・50音順)

区分	氏名	役職名等	策定期会	備考
委 員	井 上 俊 明	尼崎市歯科医師会 センター運営委員会 担当理事		
専門委員	井 上 三枝子	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 監事		令和5年 5月10日まで
専門委員	岩 本 吉 正	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	○	令和5年 5月10日から
専門委員	浦 田 由紀子	尼崎市社会福祉協議会理事		
専門委員	岡 崎 正 樹	尼崎市身体障害者連盟福祉協会		令和5年 5月10日まで
委 員	小 傑 千 智	兵庫県立阪神特別支援学校校長		
委 員	柏 原 敏 昭	社会福祉法人福成会 (地域生活支援部) 部長	○	
委 員	◎ 狩 俣 正 雄	滋慶医療科学大学大学院客員教授	□	
専門委員	河 上 紀 子	あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会）会長	○	
委員	木 下 隆 志	兵庫県立大学大学院教授	■	
専門委員	小 山 昇 孝	尼崎市難病団体連絡協議会事務局長	○	
専門委員	高 尾 絹 代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事長	○	
専門委員	富 田 正 行	尼崎市民生児童委員協議会連合会		
専門委員	鳥 居 祐 紀	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 会長	○	令和5年 5月10日から
専門委員	広 部 景 子	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	○	
専門委員	藤 井 克 祐	尼崎雇用対策協議会専務理事		令和5年 6月14日まで

区分	氏名	役職名等	策定部会	備考
委 員	● 松 岡 克 尚	関西学院大学教授		
専門委員	水 谷 素 子	NPO 法人ピュアコスモ（兵庫県自閉スペクトラム症児・者・親の会） 阪神地区地域交流委員	○	
専門委員	宮 内 雅 也	尼崎雇用対策協議会専務理事		令和5年 6月14日から
専門委員	守 部 美枝子	尼崎市心身障害児（者）父母連合会 副会長	○	
専門委員	吉 田 和 久	尼崎市医師会理事		

※ 氏名欄の「○」は会長、「●」は副会長、部会欄の「□」は部会長、「■」は副部会長

※ 区分欄

委 員：障害者福祉等専門分科会を担当する社会保障審議会委員

専門委員：尼崎市社会保障審議会規則第5条第3項の規定による委員

## (参考) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス内容の説明

介護給付	<b>訪問系サービス</b>	
	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
	同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	<b>日中活動系サービス</b>	
訓練等給付	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	<b>短期入所サービス</b>	
	短期入所	家で介護を行う方が病気等の場合、施設等へ短期間入所します。
	<b>居住系サービス</b>	
障害児通所支援	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
	<b>日中活動系サービス</b>	
	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労選択支援	就労を希望する方に、短期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に関する適性等の評価、必要な配慮等の整理を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	一般の事業所に新たに雇用された方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題への相談・助言等を行います。
<b>居住系サービス</b>		
障害児通所支援	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	施設やグループホームから居宅での自立生活を営む方に、定期的な巡回訪問や通報の受付により、生活上の問題への相談・助言等を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	原則、未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障害のある子どもに理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援・治療を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障害のある子どもに、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、小学校等に通う障害のある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	通所によるサービスを受けるため外出することが著しく困難な重度の障害のある子どもに、居宅を訪問して、基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のための訓練等を行います。

相談支援	基本相談支援	地域で生活する障害のある人の福祉に関する各般の問題について、本人やその介護者等からの相談に応じます。
	地域相談支援	入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域における生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅にて単身などで生活する障害のある人に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。
	計画相談支援 障害児相談支援	障害のある人や子どもの心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等の利用計画の作成を行います。
地域生活支援事業（必須）	理解促進研修・啓発事業	障害のある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会やボランティア等の活動に対する支援を行います。
	相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」等に必要な専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	知的、精神に障害のある人が成年後見を受けるにあたり申立をするものがない場合、市長が法定後見の開始審判の申立を行います。また、成年後見等を受ける方に資産等がなく、この制度を利用するための経費を負担できない場合、市が経費を助成します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害のある人等に対して、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者など）を養成・派遣します。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の推進や広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、自立した日常生活を支援する用具の給付または貸出を行います。
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの運営等に対して支援を行います。
地域生活支援事業（任意）	福祉ホーム事業	地域で自立した日常生活等を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人が、低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。
	訪問入浴サービス事業	身体に障害のある人の地域での生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持等を図ります。
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
	地域移行のための安心生活支援事業	障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、緊急一時的な宿泊等を提供するための居室の確保やサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置など、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体に障害のある人に対し、自動車運転免許取得・自動車改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等を促進します。

地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害のある人の福祉や医療等の関係機関をはじめ、関係団体や地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	地域において精神障害のある人の支援に携わる各分野（保健・医療・福祉など）の関係者等から構成される「協議の場」の設置や、精神障害のある人の家族支援、ピアサポートの活用、地域移行・地域定着関係職員に対する研修、その他支援に係る事業を実施するなどし、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めます。

---

尼崎市障害福祉計画【施策推進編】  
令和6（2024）年 月 発行

---

尼崎市 福祉局 法人指導・障害福祉担当（部） 障害福祉政策担当  
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号  
TEL 06-6489-6577 FAX 06-6489-6351

---

【ホームページURL】（市報ID：●●●●●●）  
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/> · · · · ·

二次元  
コード